

47

第一工場ごみ処理施設プラント更新事業

環境影響評価準備書

概要版

令和8年4月

東埼玉資源環境組合

目 次

序 章 環境影響評価準備書の目的と経緯	序-1
序-1 環境影響評価準備書の目的	序-1
序-2 準備書作成までの経緯	序-1
序-3 準備書作成の手順	序-2
序-4 調査計画書の変更	序-2
第1章 事業者の名称及び住所	1-1
第2章 対象事業の目的及び内容	2-1
2.1 対象事業の名称	2-1
2.1.1 名称	2-1
2.1.2 対象事業の種類	2-1
2.2 対象事業の目的	2-1
2.3 対象事業の実施区域	2-1
2.4 対象事業の規模	2-4
2.5 対象事業の実施期間	2-4
2.6 対象事業の実施方法	2-5
2.6.1 設備更新計画	2-5
2.6.2 処理計画	2-19
2.6.3 公害防止に関する計画	2-21
2.6.4 廃棄物等運搬車両の計画	2-25
2.7 工事計画	2-27
2.7.1 工事工程	2-27
2.7.2 建設機械	2-32
2.7.3 資材運搬等車両の主な走行ルート	2-32
2.7.4 工事中における環境保全計画	2-34
第3章 地域の概況	3-1
3.1 社会的状況	3-3
3.2 自然的状況	3-5
第4章 関係地域	4-1
4.1 環境に影響を及ぼす地域の基準	4-1
4.2 環境に影響を及ぼす地域	4-1
第5章 調査計画書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	5-1
第6章 調査計画書についての知事の意見	6-1
第7章 第5章及び第6章の意見についての事業者の見解	7-1
7.1 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解	7-1
7.2 知事の意見と事業者の見解	7-1
第8章 環境影響評価の調査項目及び調査方法	8-1
8.1 環境影響要因の把握	8-1
8.2 調査・予測・評価の項目	8-1
8.3 環境影響評価項目の選定理由	8-3
8.4 調査方法	8-8

第9章 予測及び評価の結果	9-1
第10章 環境の保全のための措置	10-1
10.1 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置	10-1
10.1.1 環境の保全のための措置の検討	10-1
10.1.2 環境の保全のための措置	10-1
第11章 事後調査の計画	11-1
11.1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由	11-1
11.1.1 事後調査項目の選定	11-1
11.1.2 事後調査項目から除外する項目及びその理由	11-2
11.2 事後調査方法等	11-5
11.2.1 動物	11-5
11.3 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の 対応方針	11-6
11.4 事後調査の実施体制	11-6
11.4.1 事後調査書の提出時期	11-6
11.4.2 事後調査を実施する主体	11-6
第12章 環境影響評価の受託者の名称、代表者の氏名及び所在地	12-1

序章 環境影響評価準備書の目的と経緯

序-1 環境影響評価準備書の目的

本書は、埼玉県環境影響評価条例（平成6年12月26日埼玉県条例第61号）に基づき、令和6年9月17日付で知事に提出された「第一工場ごみ処理施設プラント更新事業環境影響評価調査計画書及び環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類」（以下「調査計画書」という。）の記載事項について、住民等の意見及び知事意見書の内容を踏まえて検討を加え、埼玉県環境影響評価条例に基づき、「第一工場ごみ処理施設プラント更新事業環境影響評価準備書」（以下「準備書」という。）として取りまとめたものである。

序-2 準備書作成までの経緯

準備書作成までの経緯は、表-1に示すとおりである。

表-1 準備書作成までの経緯

項目	年月日	備考
調査計画書の提出	令和6年9月17日	東埼玉資源環境組合→知事
関係地域決定の通知	令和6年9月24日	知事→東埼玉資源環境組合 関係地域：越谷市、吉川市、松伏町
調査計画書の公告・縦覧	令和6年10月1日 ～11月1日	公告：令和6年10月1日 縦覧期間：令和6年10月1日～11月1日 縦覧場所：埼玉県庁 環境政策課 埼玉県越谷環境管理事務所、 東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設計画課 越谷市役所 資源循環推進課 吉川市役所 環境課 松伏町役場 環境経済課
説明会の開催	令和6年10月16日 ～18日	越谷市：令和6年10月16日 松伏町：令和6年10月17日 吉川市：令和6年10月18日
住民等の意見の提出	令和6年10月1日 ～11月15日	意見書0件
技術審議会	令和6年10月8日	現地視察
技術審議会	令和6年10月23日	第1回小委員会
技術審議会	令和6年12月3日	第2回小委員会
知事意見受領	令和7年1月10日	知事→東埼玉資源環境組合
調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請	令和8年3月12日	東埼玉資源環境組合→知事
同申請承認	令和8年3月27日	知事→東埼玉資源環境組合

序-3 準備書作成の手順

準備書は、「埼玉県環境影響評価条例」「埼玉県環境影響評価条例施行規則」及び「埼玉県環境影響評価技術指針」に基づき作成した。

具体的には、調査計画書に対する住民等の意見、知事意見を十分に反映させるため、記載内容を再検討し、事業計画・工事計画の具体化に伴う内容の充実及び記載の修正を踏まえた上で環境影響評価に係る調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討するとともに事後調査計画を策定した。

序-4 調査計画書の変更

調査計画書の記載内容の変更に伴い、埼玉県環境影響評価条例（平成6年12月26日埼玉県条例第61号）第21条第1項の規定に基づき、「調査計画書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書」及び「変更内容検討書」を埼玉県知事に提出し、承認を得た。

第1章 事業者の名称及び住所

名 称：東埼玉資源環境組合

代表者の氏名：管理者 福田 晃

所 在 地：埼玉県越谷市増林三丁目2番地1

第2章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の名称

2.1.1 名称

第一工場ごみ処理施設プラント更新事業

2.1.2 対象事業の種類

廃棄物処理施設の設置及びその施設の変更

(埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第1 第6号)

2.2 対象事業の目的

東埼玉資源環境組合(以下、「組合」という。)が設置している第一工場ごみ処理施設(以下、「第一工場」という。)及び第二工場ごみ処理施設(以下「第二工場」という。)は、埼玉県東南部地域5市1町(越谷市、草加市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町(以下、「構成市町」という。))から排出される可燃ごみの処理を担ってきた。

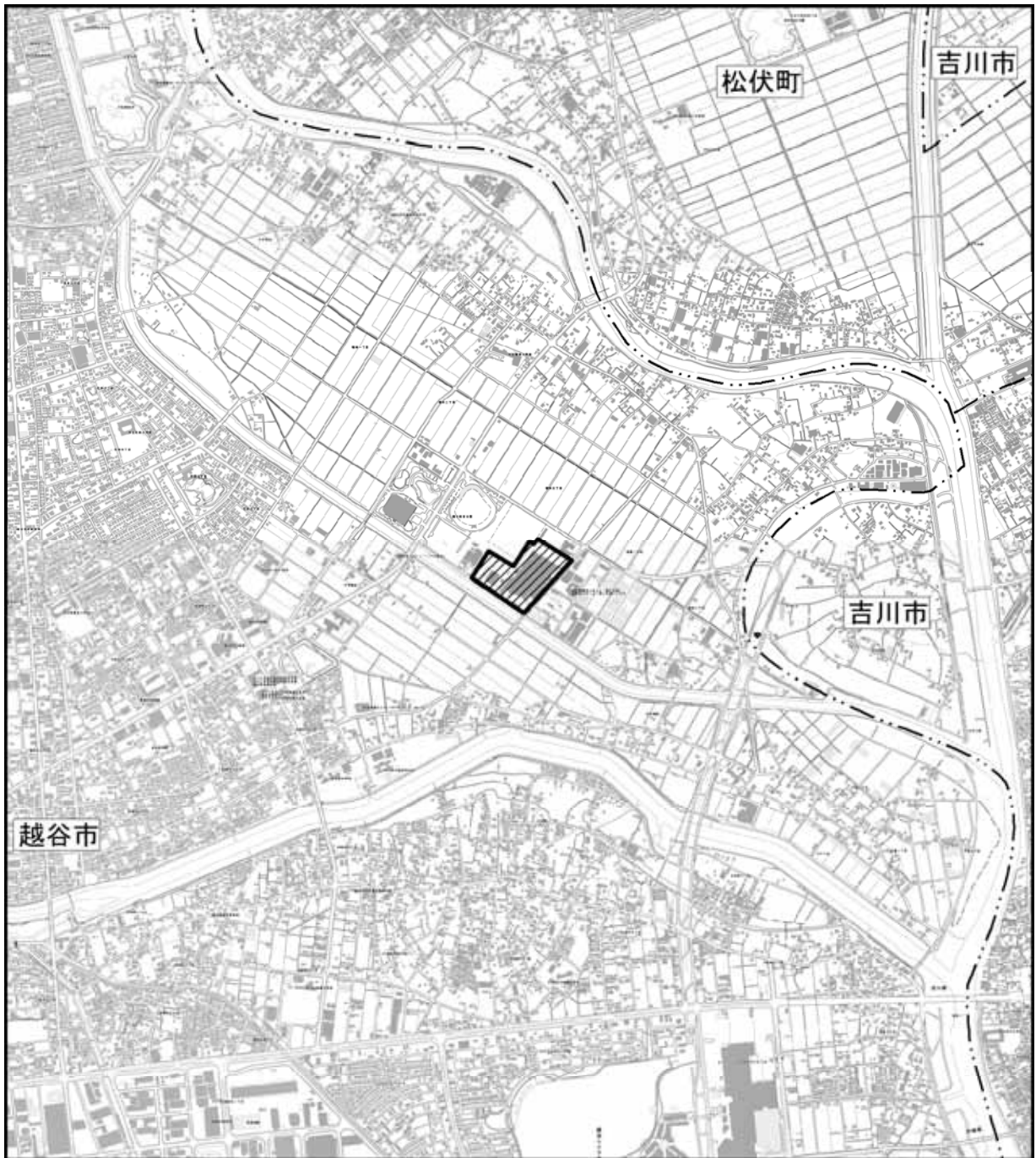
そのうち、第一工場については、平成7年度(1995年度)の稼働後、老朽化が進行していたことから、平成28年度(2016年度)から令和元年度(2019年度)の4年間で基幹的設備改良工事を行い、施設の安定稼働に向けた整備を行った。また、安全かつ安定的な施設の稼働を行うために策定した「第一工場ごみ処理施設長寿命化総合計画」では、延命化目標年度を稼働から38年後の令和15年度(2033年度)とし、現在も延命化を図るための工事を行っている。しかしながら、一般的に廃棄物処理施設は、他の施設と比較して性能低下や摩耗の進行が速く、施設全体としての耐用年数が短いとされており、供用年数は概ね20年から25年程度で廃止を迎える施設が多くなっていることから、今後の稼働については、施設の更新が必要となる。

以上のことから、今後も安心・安全で持続可能なごみ処理を行うため、第一工場の設備更新にかかる事業を推進することとした。

2.3 対象事業の実施区域


本事業における対象事業実施区域(以下、「計画地」という。)の位置は、図2.3-1に示すとおりである。

本事業は、既存の第一工場の設備更新であり、基本的には既存の第一工場が稼働している組合敷地内で事業実施予定であるが、工事に伴い既存の第一工場周辺に建設機械等の配置が必要となるため、重機作業区域を設け、当該区域は必要に応じて地盤改良等を実施する。そのため、計画地は、図2.3-2に示す組合敷地(45,875.44m²)と重機作業区域(8,233m²)とする。



凡 例

 計画地

 市町界



1:25,000

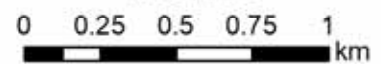


図 2.3-1

計画地の位置



凡例

- 計画地
- 組合敷地
- 重機作業区域



1:5,000

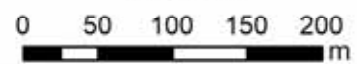


図 2.3-2

計画地内の状況

2.4 対象事業の規模

本事業の規模（処理能力）は、720t/日(180t/日・4炉)である。

2.5 対象事業の実施期間

本事業に係る設備更新後の施設（以下、「対象施設」という。）の供用開始までの全体工程は、表2.5-1に示すとおりである。

本事業はプラント設備の更新事業であり、建物は既存の第一工場を継続して使用し、プラント設備については、既存の焼却施設を稼働させながら、順次、更新工事を実施していく計画である。また、設備更新工事中は、更新工事が完了した炉から、順次、稼働させていく。

工事は令和9から19年度にかけて約11年間実施し、令和20年度から設備更新後の施設の供用（4炉全て稼働）を開始する計画である。

表 2.5-1 全体工程

項目	年度	令和														
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
環境影響評価 （評価書までの手続き）																
設備更新工事																
設備更新後の供用開始																

注：実施期間は、現在の予定であり、変更する可能性がある。

2.6 対象事業の実施方法

2.6.1 設備更新計画

対象施設の概要は表2.6-1に、設備機器の更新箇所は図2.6-1に、対象施設の立面図は図2.6-2に、対象施設の状況は図2.6-3に示すとおりである。

本事業はプラント設備の更新事業であり、設備更新後の施設規模は720t/日と、既存の第一工場の処理能力（800t/日）から減少する計画である。また、既存の第一工場で使用している焼却灰溶融炉については更新に伴い撤去する計画である。その他の項目については、既存の第一工場と同様とする計画である。

表 2.6-1 対象施設（第一工場）の概要

項目等	施設概要
敷地面積	45,875.44m ² （堆肥化施設を含む）
建築面積	20,297.61m ² （工場・管理棟 19,968.72m ² 、煙突 328.89m ² ）
延床面積	56,989.74m ² （工場・管理棟 56,259.59m ² 、煙突 730.15m ² ）
建物高さ	工場・管理棟 44.85m、煙突 100m
焼却炉処理能力及び処理方式	設備更新前：800t/日(200t/日・4炉) 全連続燃焼式機械炉 設備更新後：720t/日(180t/日・4炉) 全連続燃焼式機械炉
焼却灰溶融炉処理能力及び処理方式	設備更新前：80t/日・2炉(1炉予備) アーク式電気溶融炉 設備更新後：廃止
浄水装置処理能力及び処理方式	8,400m ³ /日(5,000t水槽・2基) 砂ろ過方式(凝集沈澱)
発電設備	24,000kW(12,000kW・2基) 抽気復水タ-ビン
燃焼ガス冷却方式	廃熱ボイラ方式
受入供給方式	ピットアンドクレ-ン方式
排ガス処理方式	乾式(消石灰吹込+ろ過式集じん器)
余熱利用	発電、場内熱供給(給湯)、いきいき館(ゆりのき荘・越谷市民プール)・農業技術センターへの熱供給(高温水)
関連施設	堆肥化施設

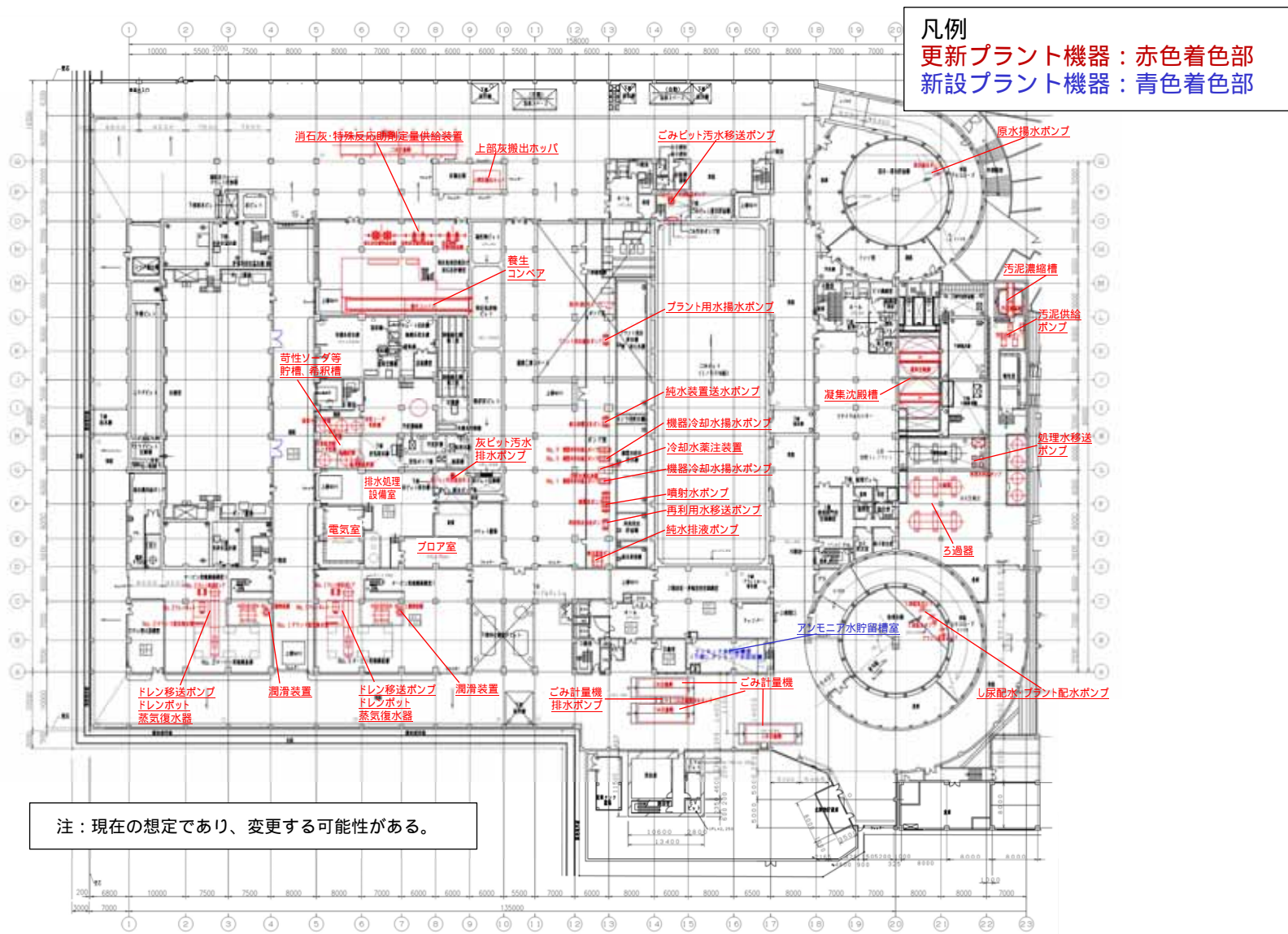


図 2.6-1(1) 設備機器の更新箇所(1階平面図)

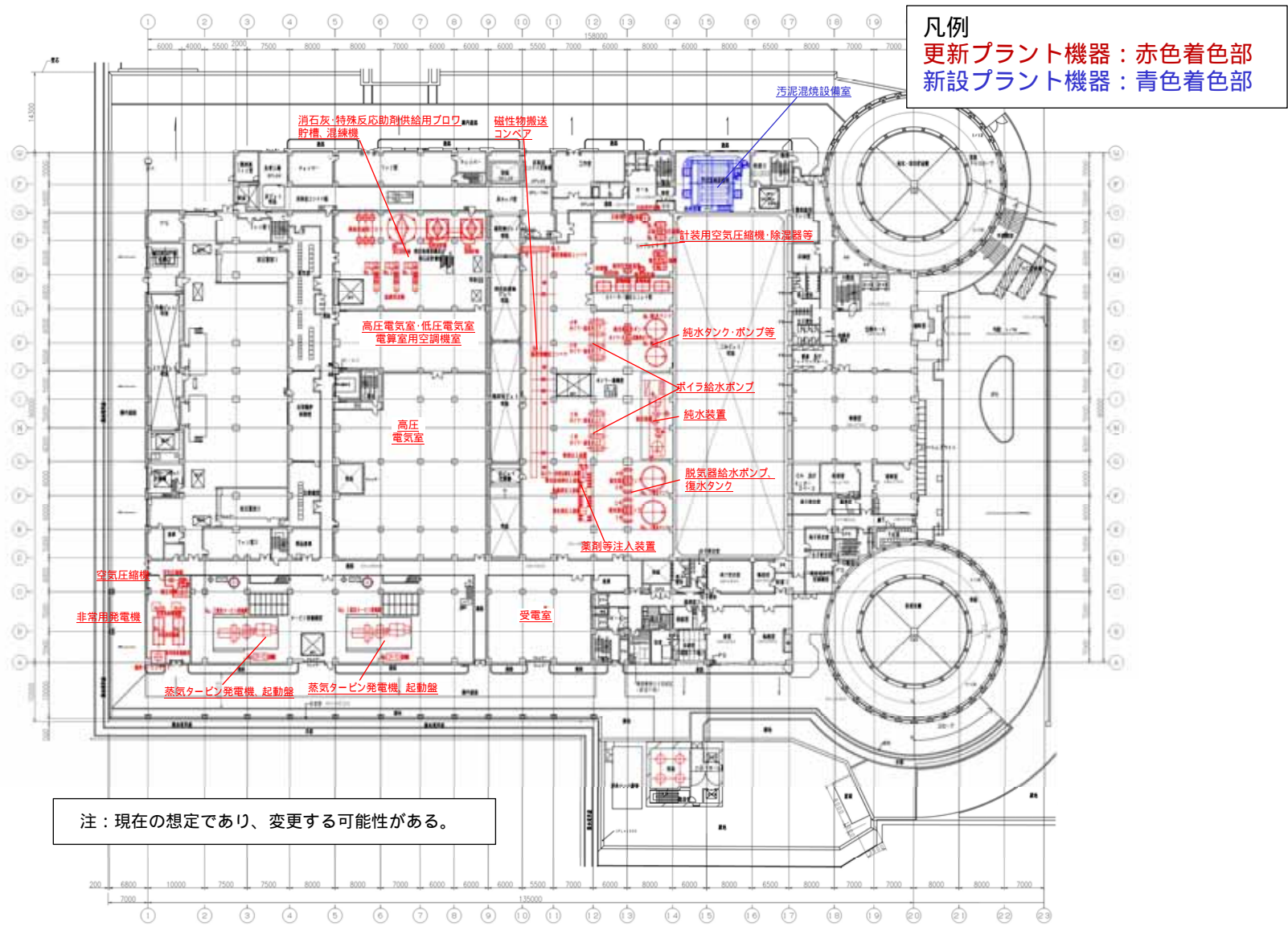


図 2.6-1(2) 設備機器の更新箇所（2階平面図）

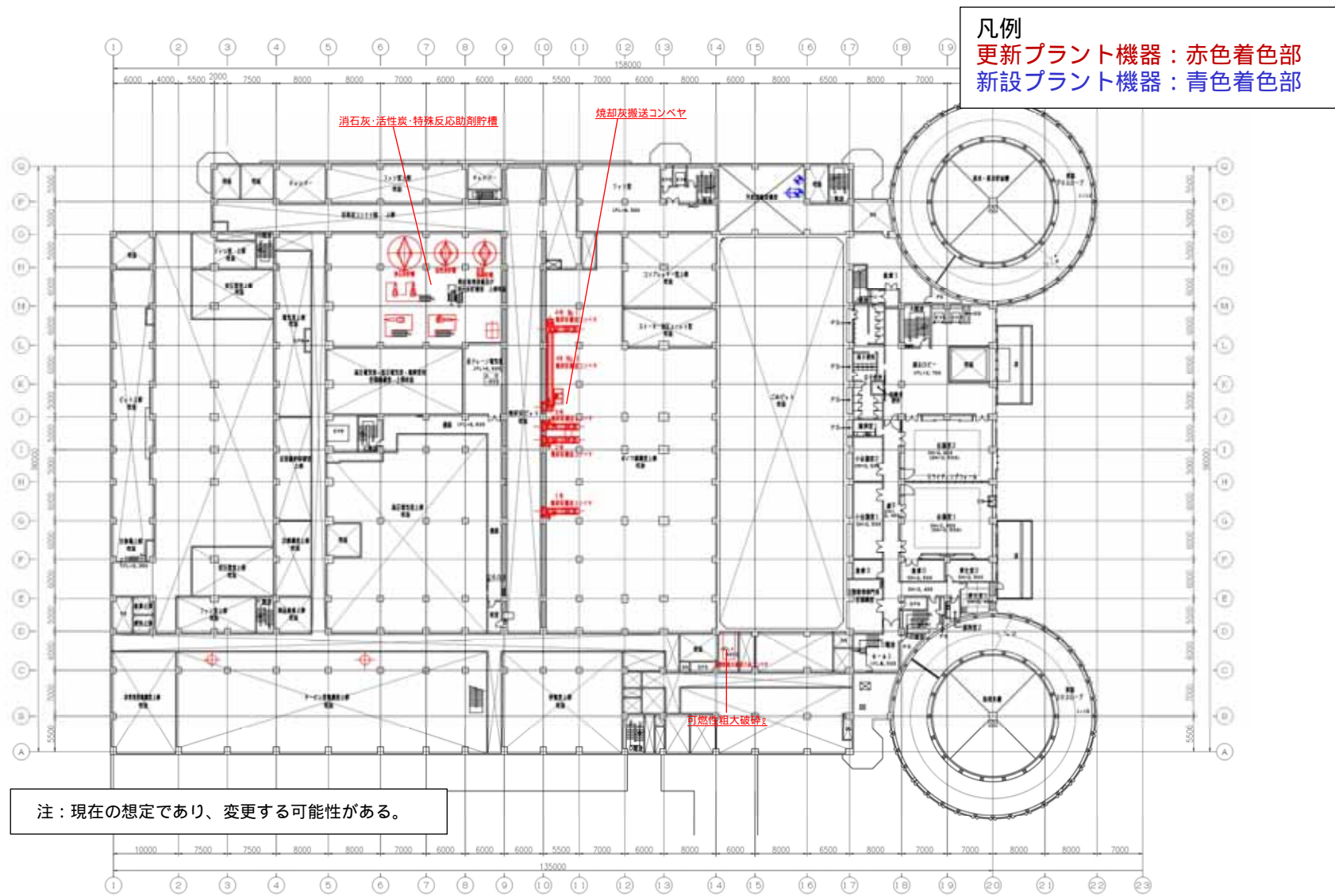


図 2.6-1(3) 設備機器の更新箇所 (3階平面図)

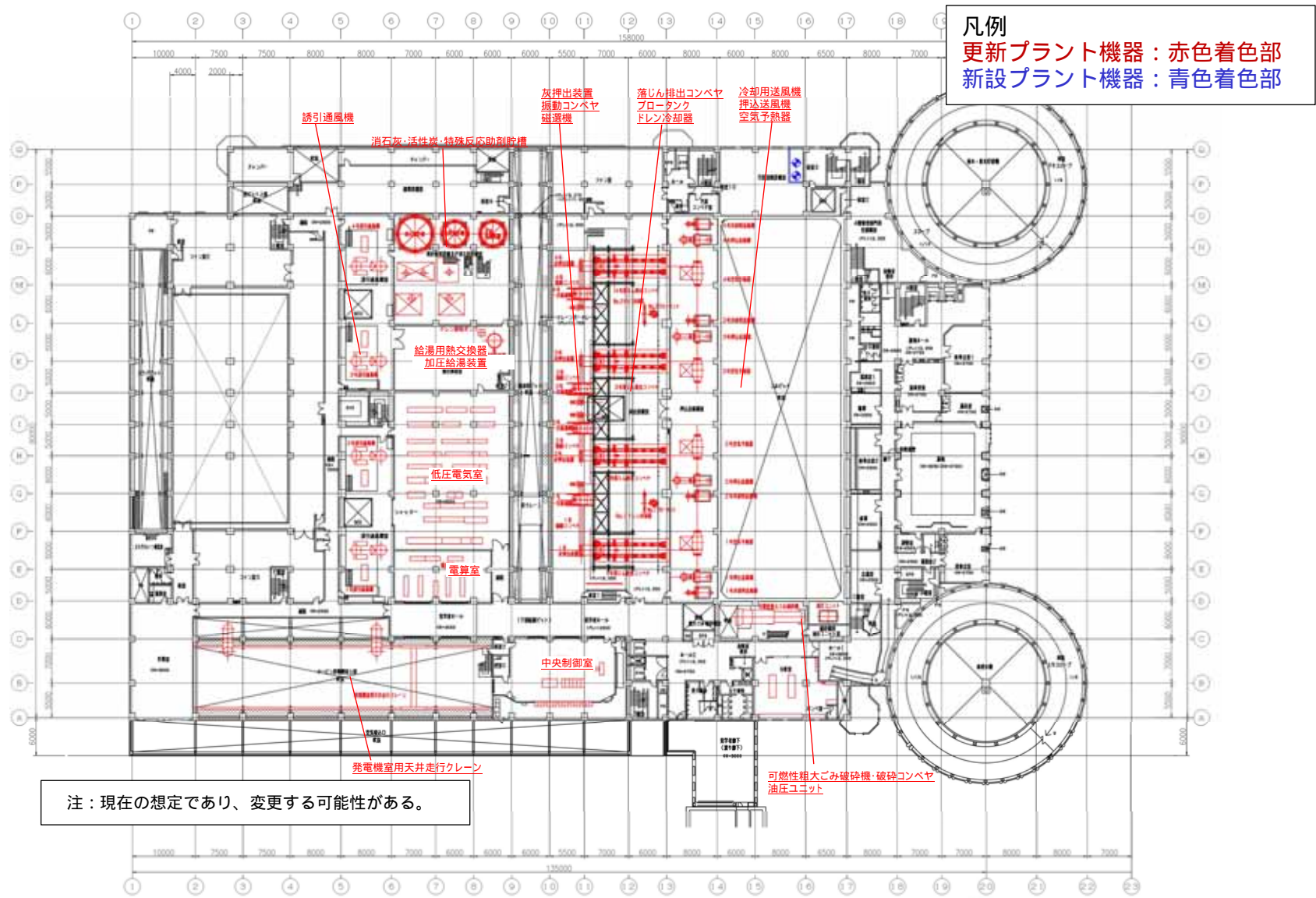


図 2.6-1(4) 設備機器の更新箇所（4階平面図）

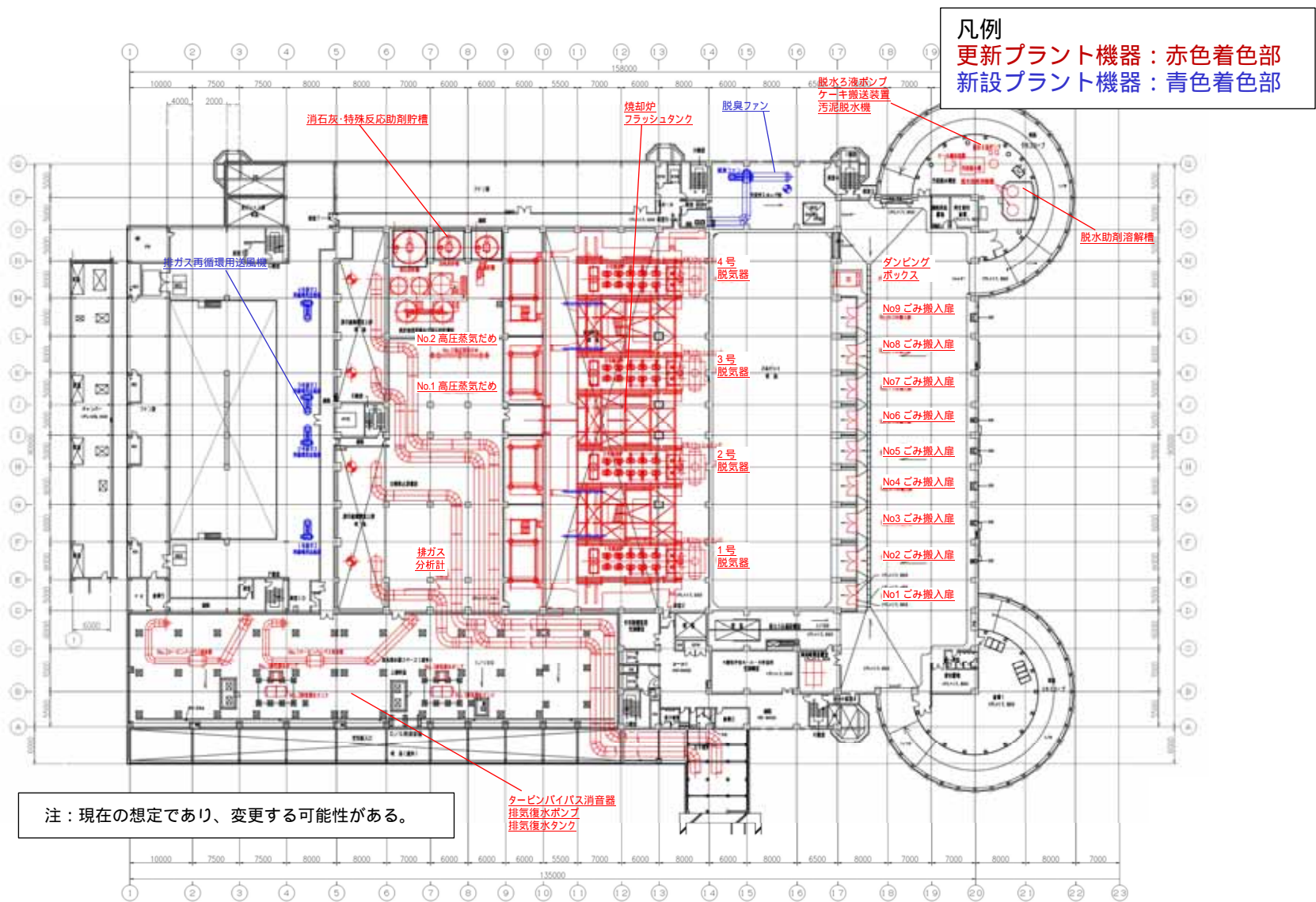


図 2.6-1(5) 設備機器の更新箇所 (5階平面図)

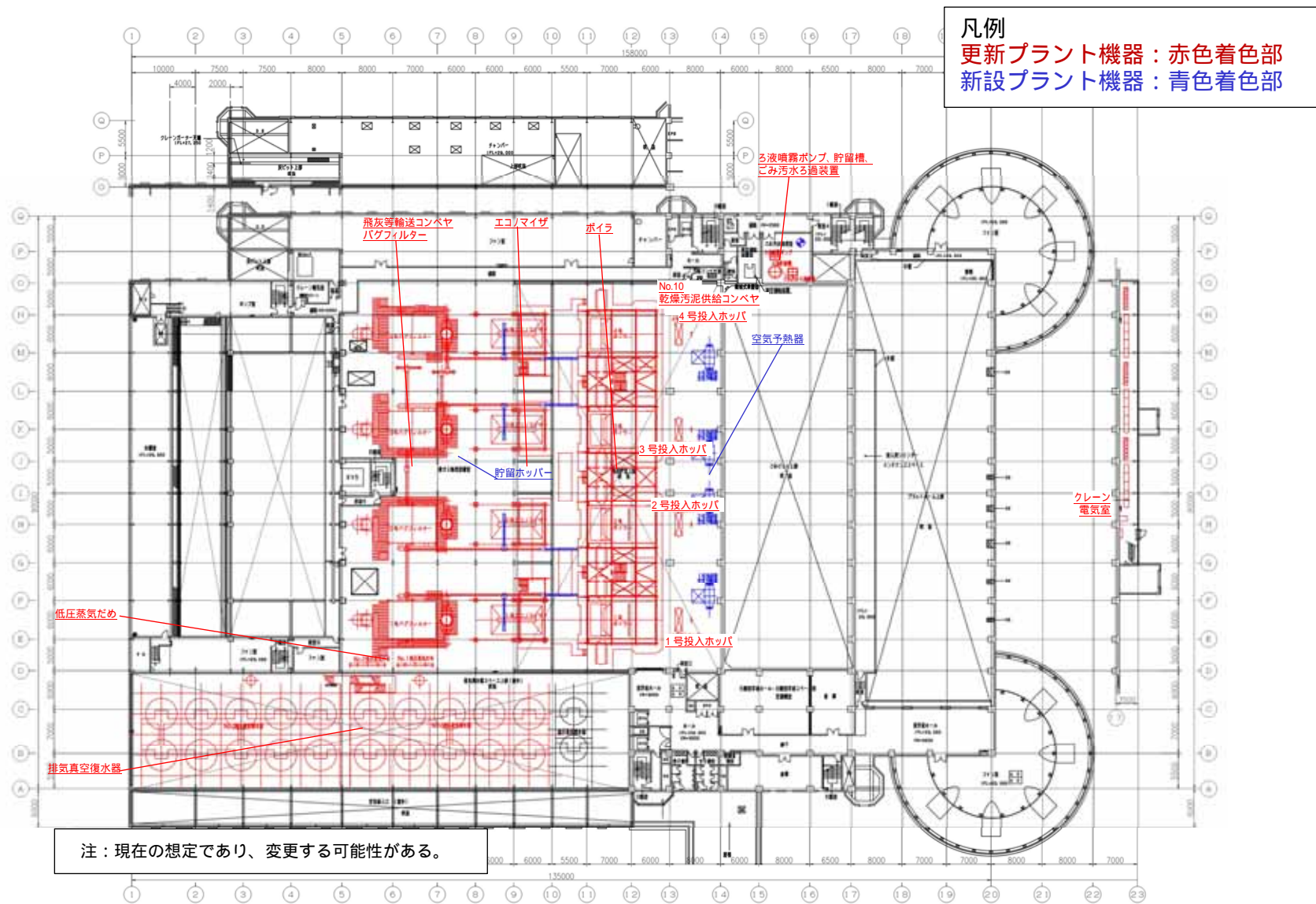


図 2.6-1(6) 設備機器の更新箇所 (6・7階平面図)

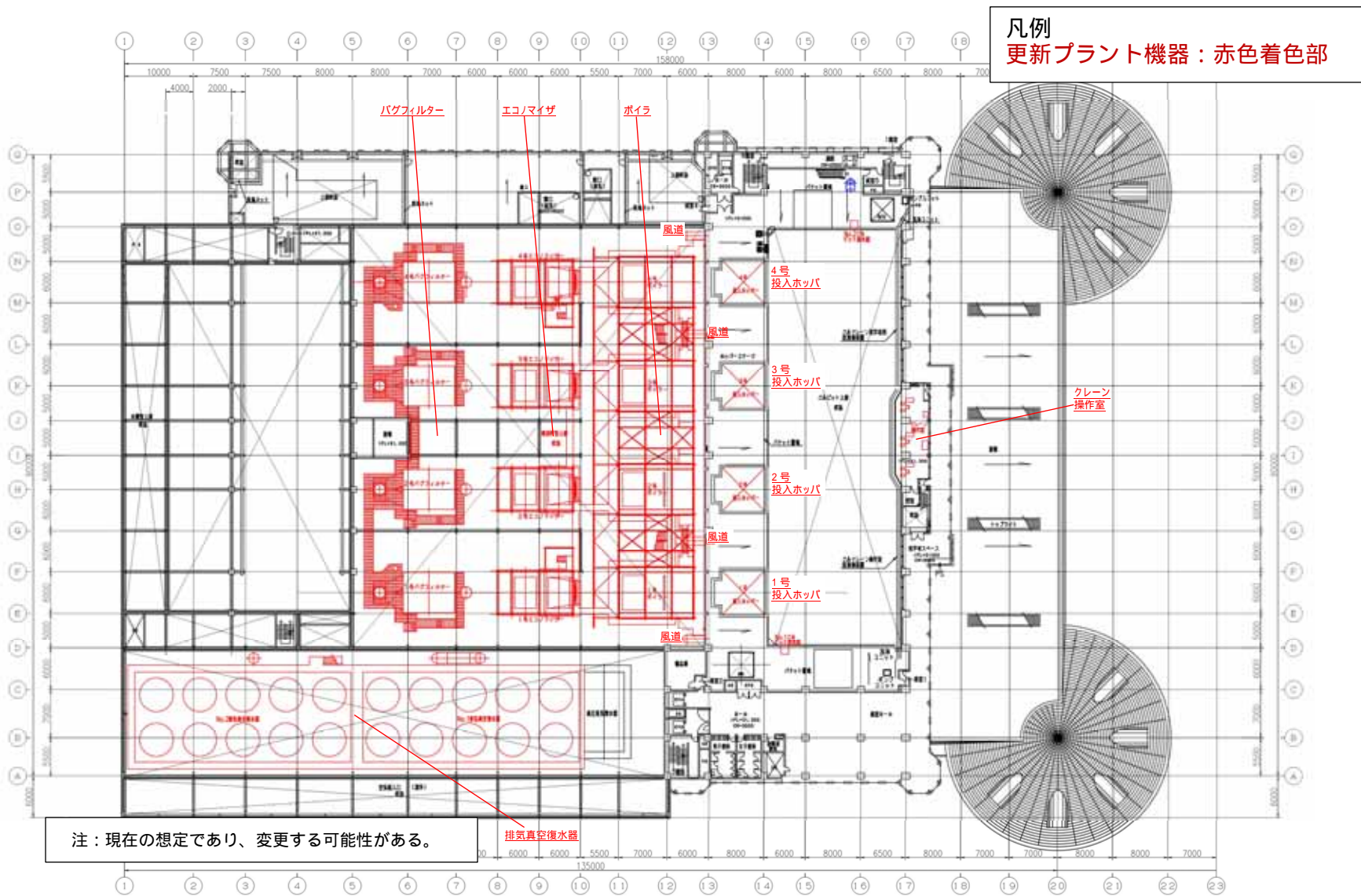


図 2.6-1(7) 設備機器の更新箇所（8階平面図）

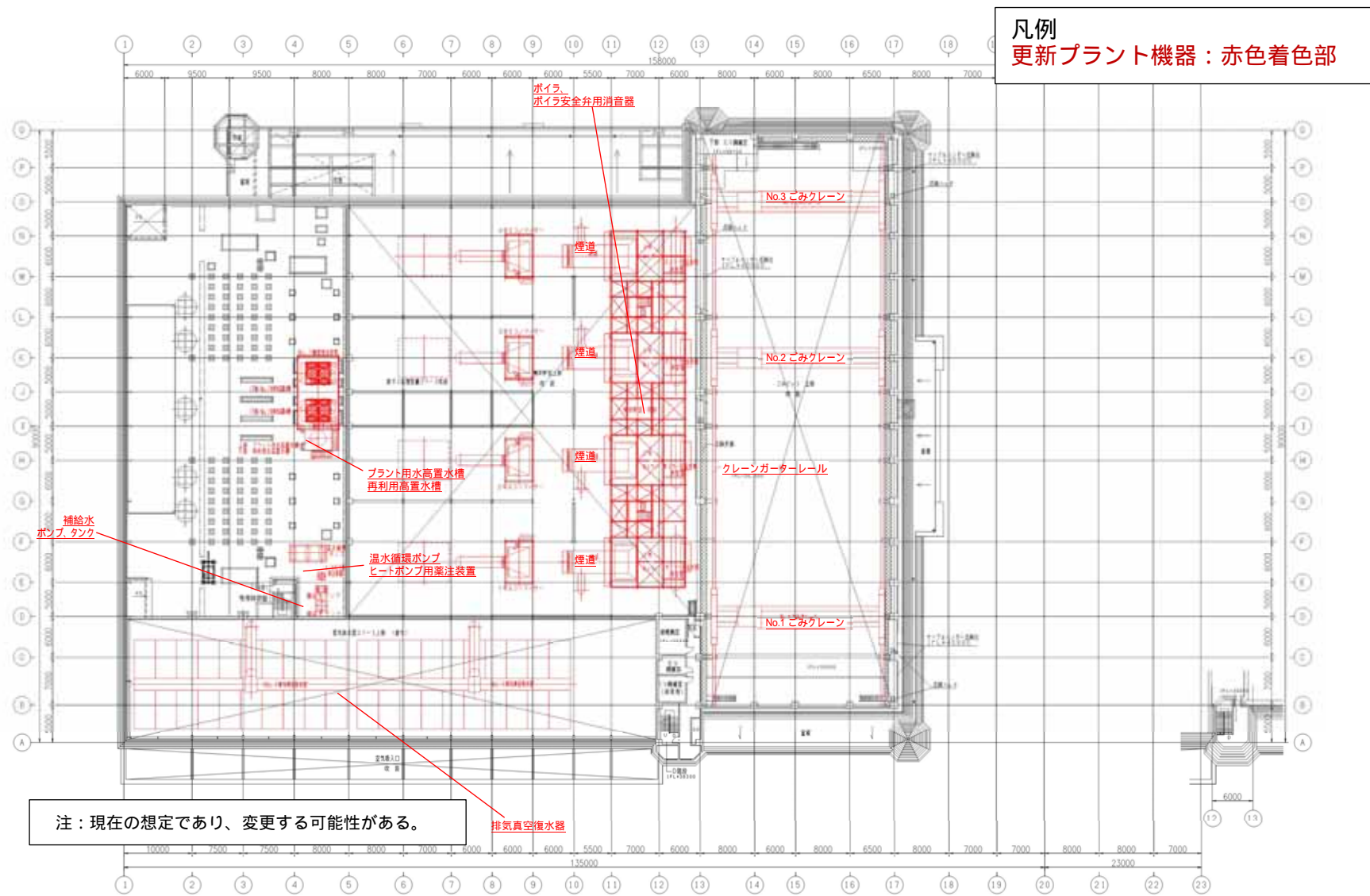


図 2.6-1(8) 設備機器の更新箇所（クレーン階平面図）

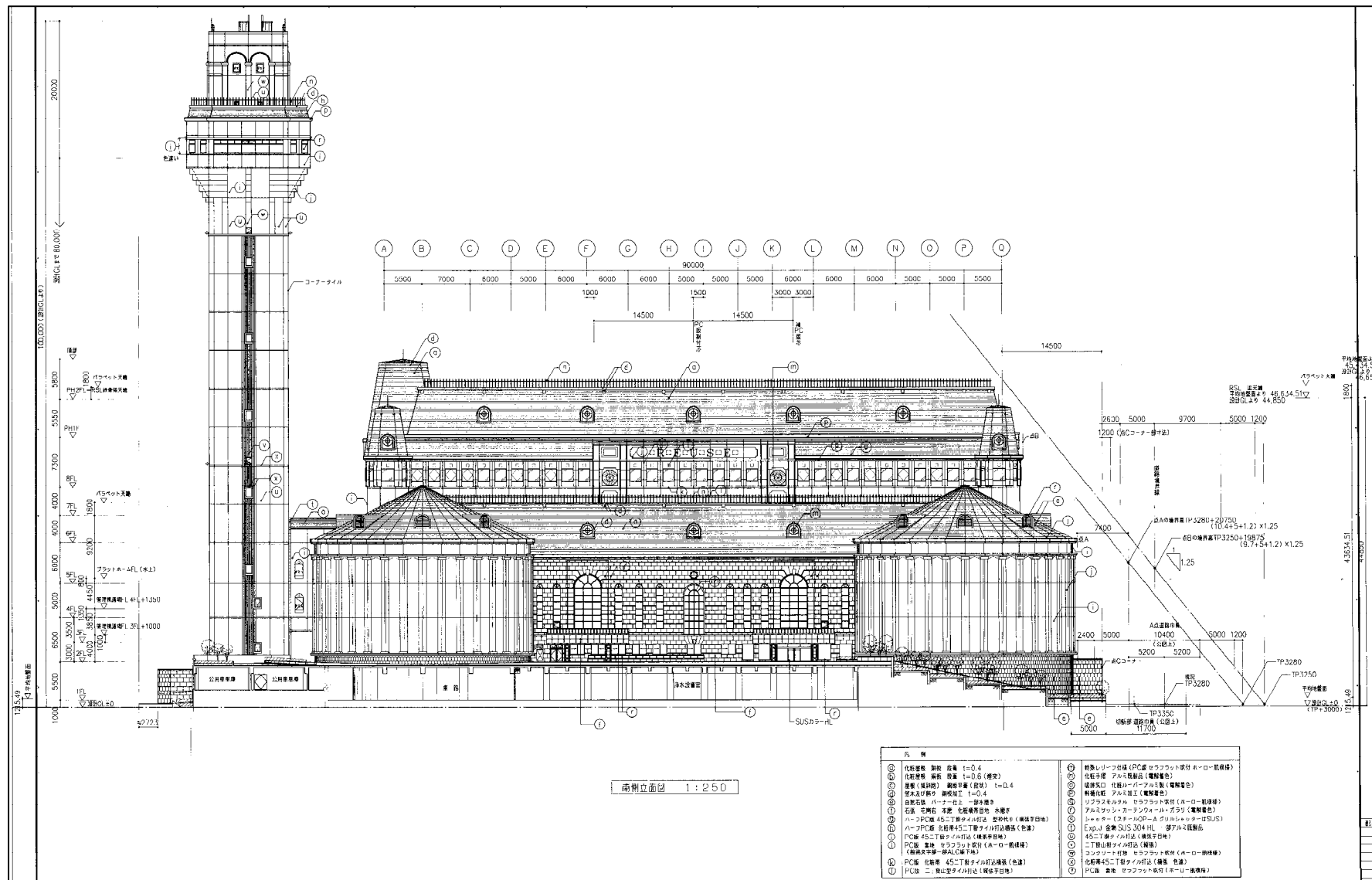


図 2.6-2(1) 立面図 (南側)

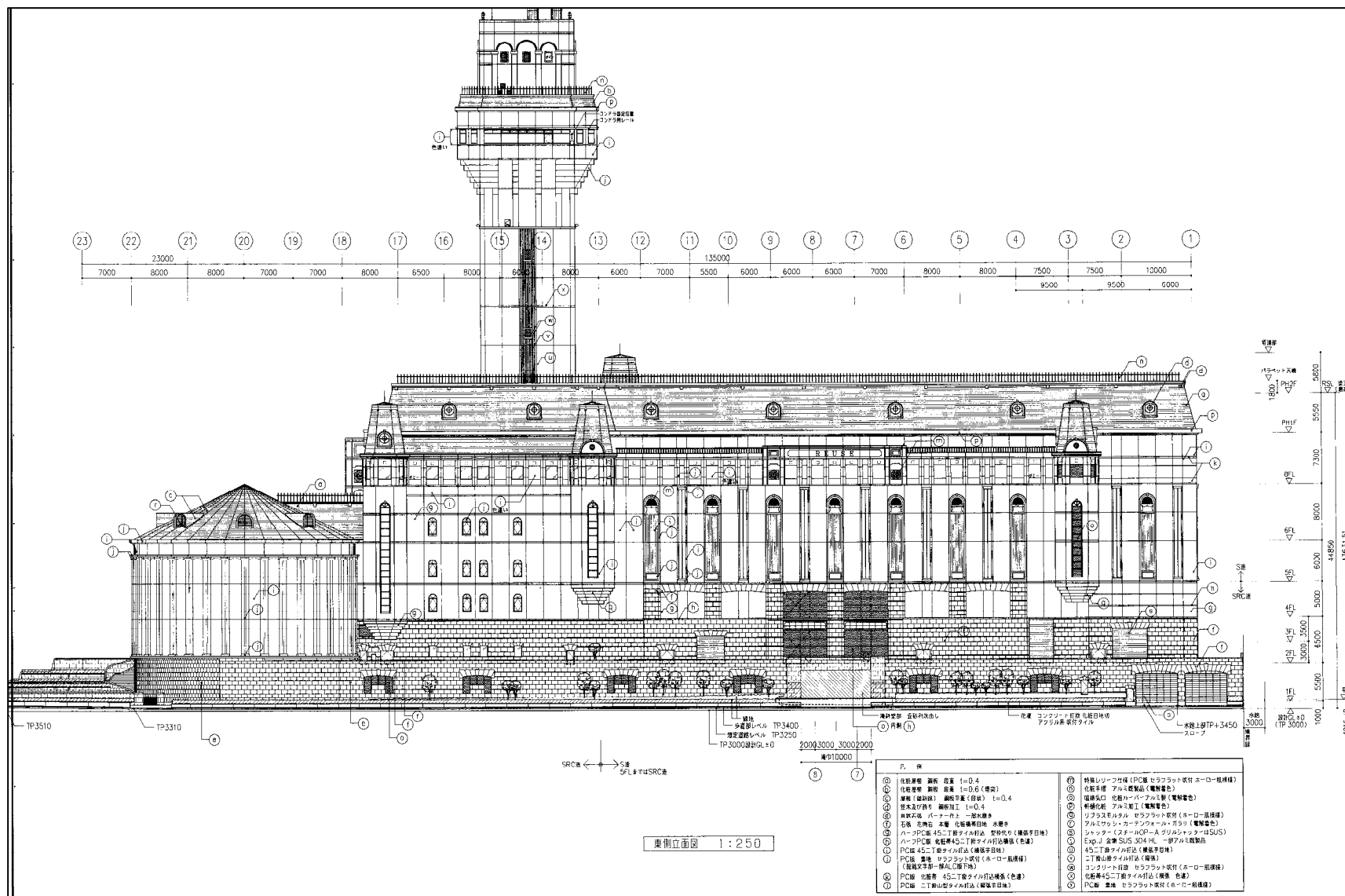


図 2.6-2(2) 立面図 (東側)

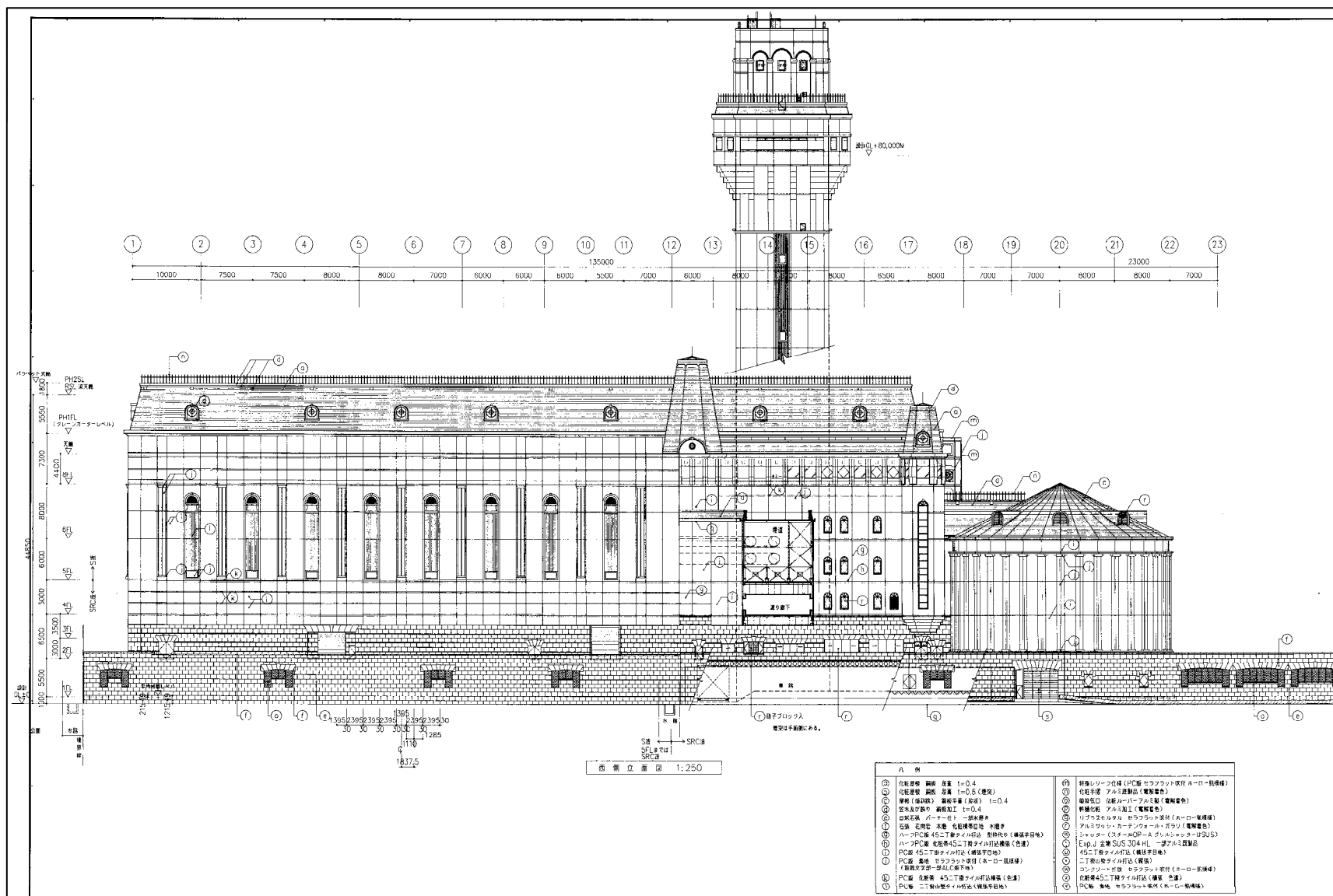


図 2.6-2(3) 立面図 (西側)

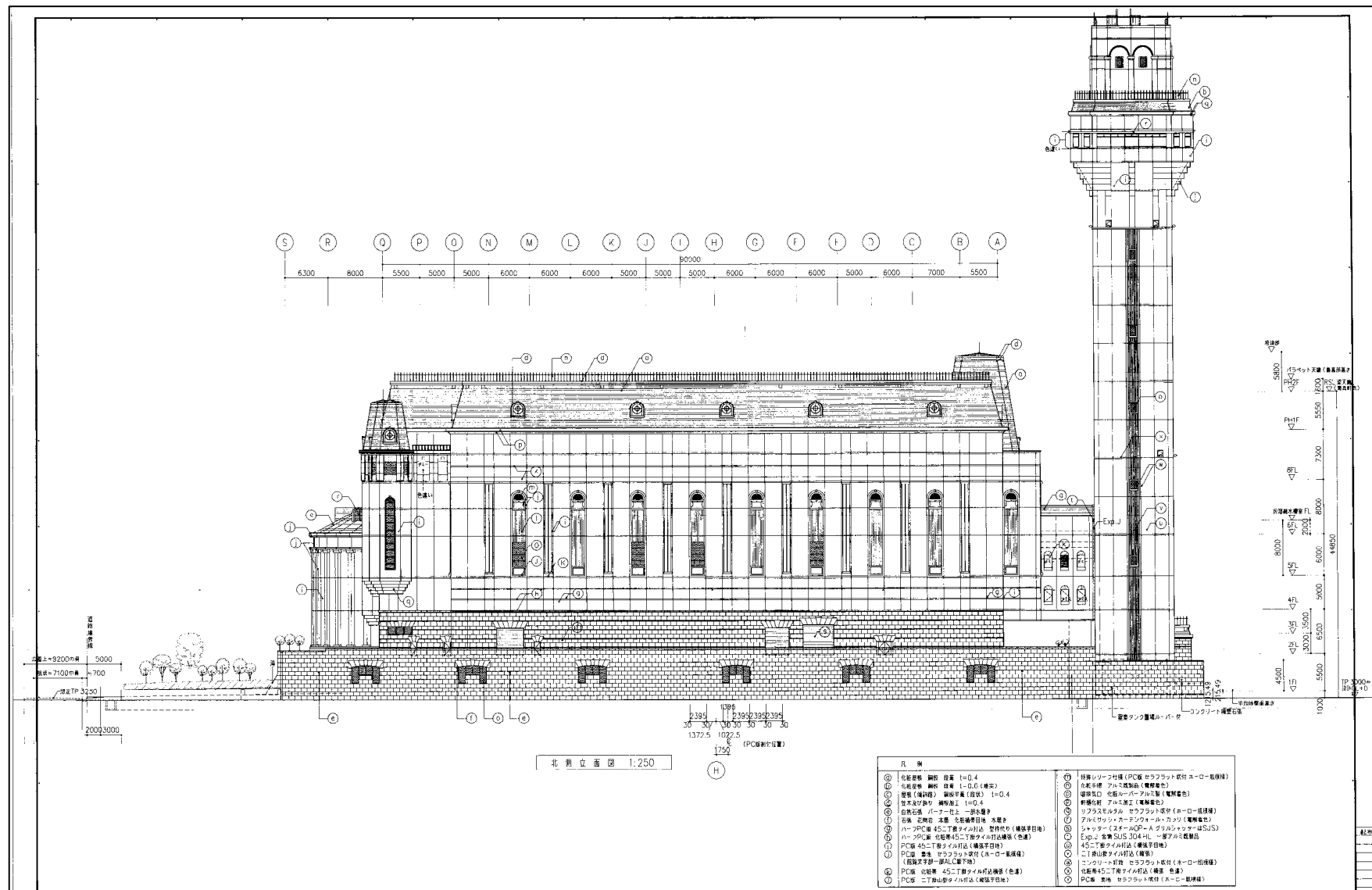
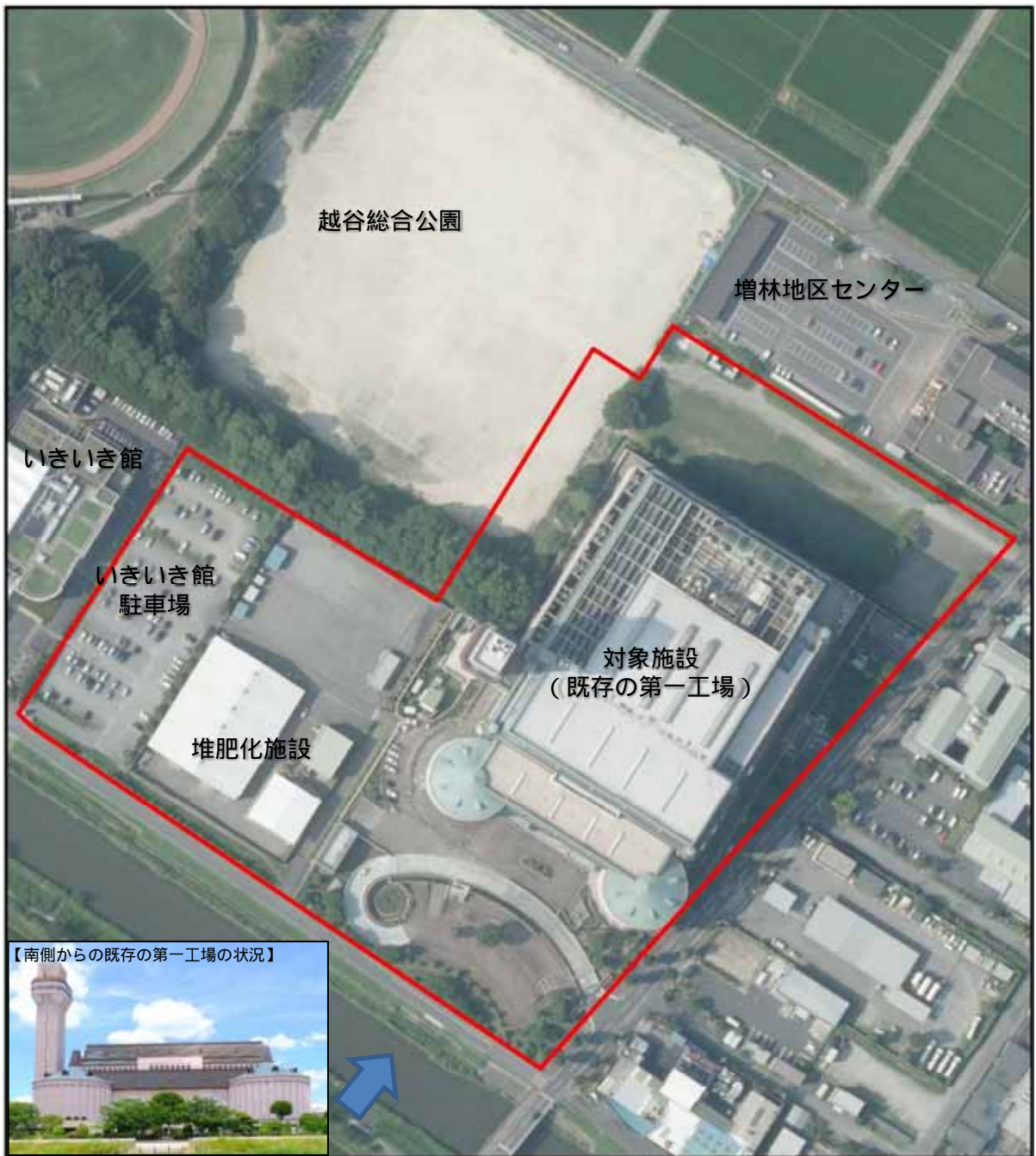


図 2.6-2(4) 立面図 (北側)



凡 例
 計画地

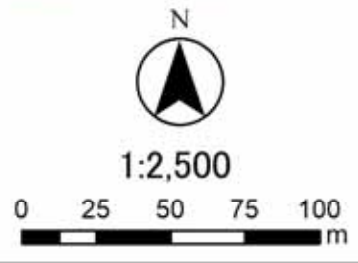


図 2.6-3

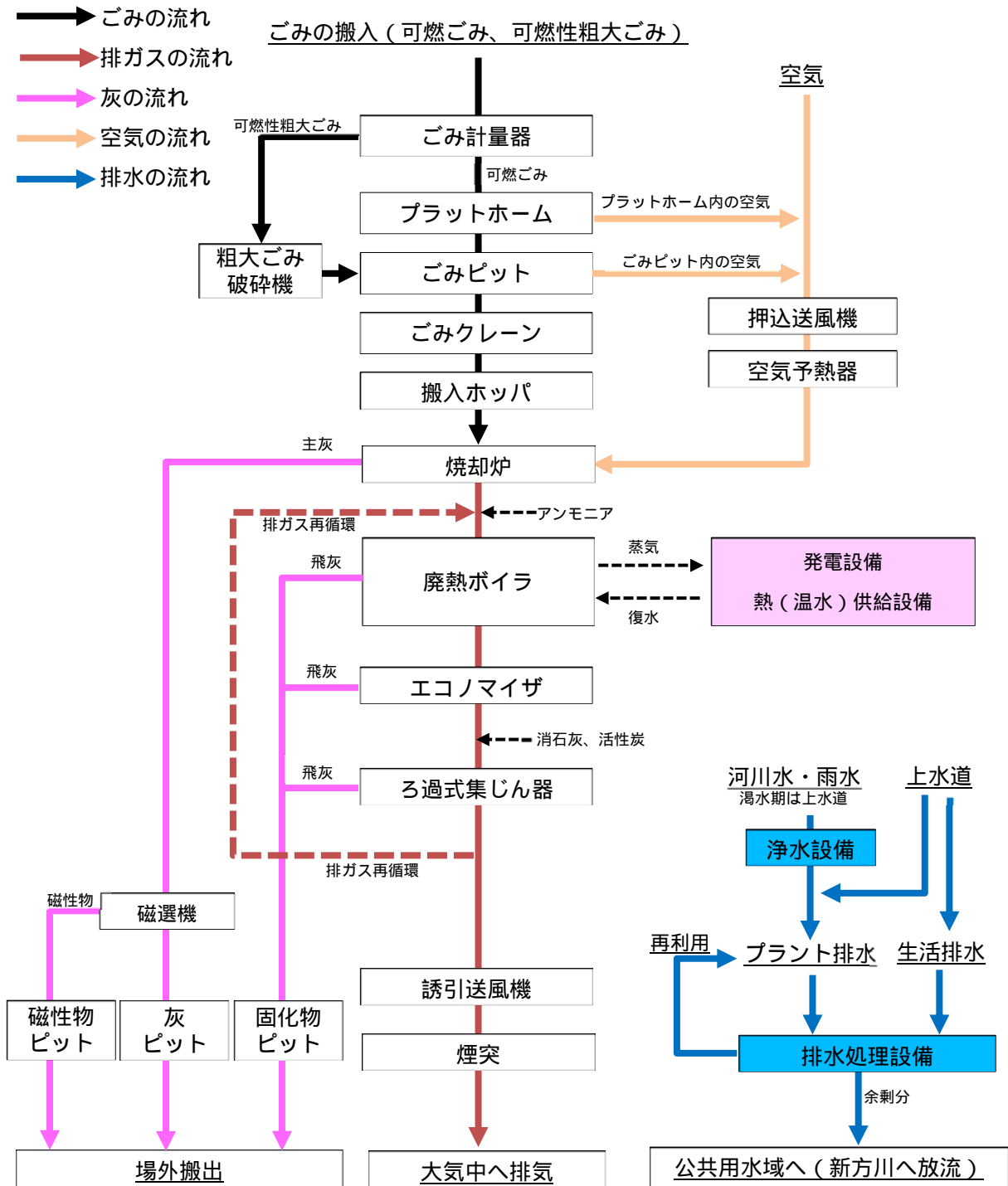
注：いきいき館内は、越谷市老人福祉センターゆりのき荘と越谷市民プールとなっており、既存の第一工場からの余熱を利用している施設である。

対象施設の状況

2.6.2 処理計画

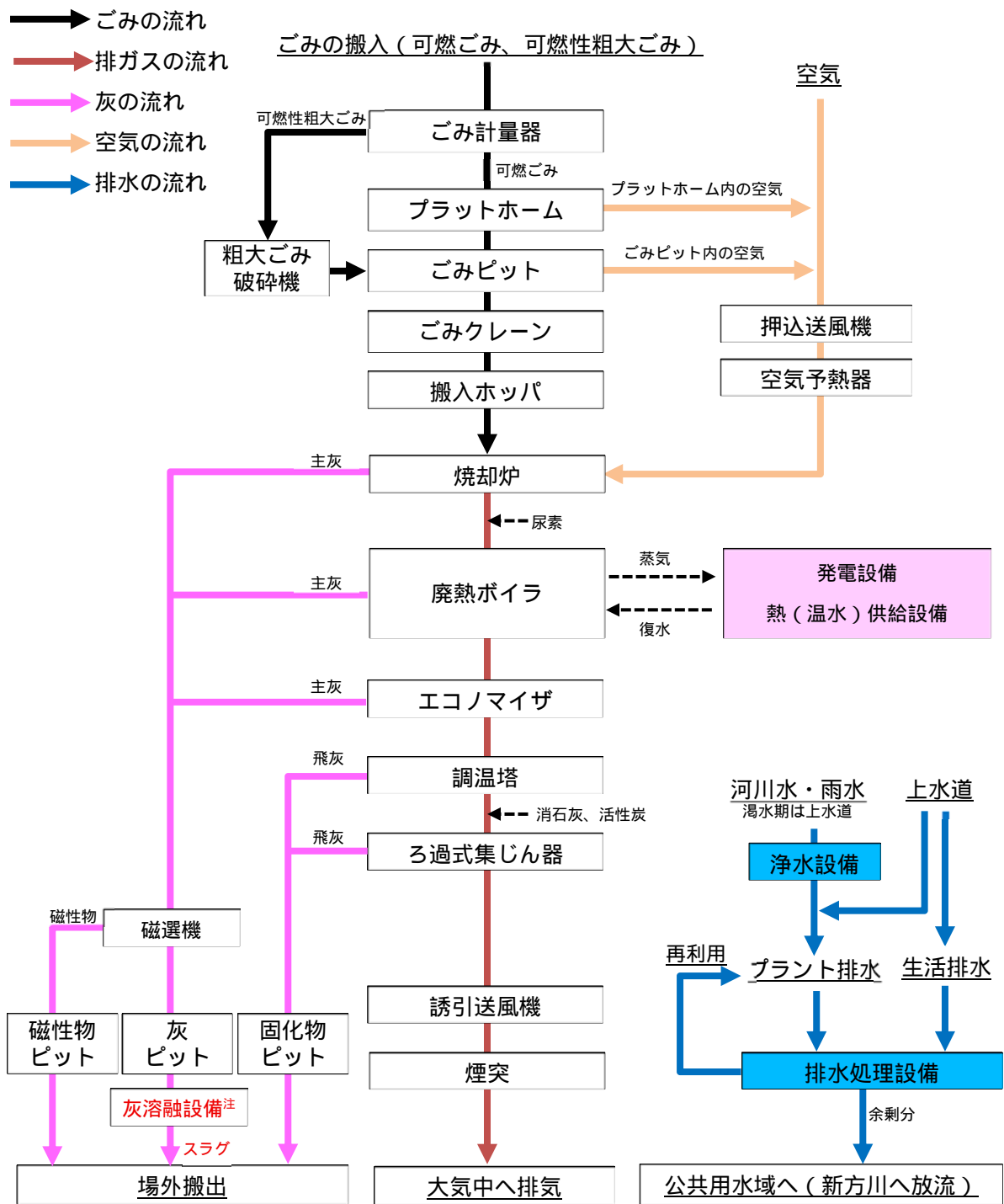
対象施設及び既存の第一工場における処理計画は、図 2.6-4に示すとおりである。

対象施設は、現状と同様に一般廃棄物（可燃ごみ、可燃性粗大ごみ）を処理対象とする計画である。



注：現段階の想定のため今後変更の場合がある。

図 2.6-4(1) 処理フロー（将来：対象施設）



注：灰溶融設備は平成 30 年 7 月より、稼働停止している。

図 2.6-4(2) 処理フロー (現在：既存の第一工場)

2.6.3 公害防止に関する計画

(1) 排出ガス処理計画及び大気汚染防止計画

対象施設の排出ガスの諸元は表2.6-2に、既存の第一工場の排出ガスの基準値は表2.6-3に示すとおりである。

対象施設は、既存の第一工場より厳しい環境保全管理値を自主基準値として設定し、定期的に測定管理を行う計画である。

表 2.6-2 排出ガスの諸元

項目	単位	対象施設
煙突高さ	m	100
煙突頂部の排出口の内径	m	1.1m×4本
湿り排出ガス量	m ³ N/h	162,440 (4炉) 40,610 (1炉)
乾き排出ガス量	m ³ N/h	133,880 (4炉) 33,470 (1炉)
排出ガス温度		164
排出ガス速度	m/s	25以下

注：現段階の想定のため、今後変更の場合がある。

表 2.6-3 大気質に係る環境保全管理値

規制物質	単位	法令基準値	既存の第一工場 環境保全管理値	対象施設 環境保全管理値
窒素酸化物 (NOx)	ppm	180	150	50
硫黄酸化物 (SOx)	ppm	約 2,140	約 30	約 20
ばいじん	g/m ³ N	0.04	0.02	0.01
水銀	μg/m ³ N	30	50	30
塩化水素 (HCl)	ppm	122	50	30
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	0.10	1	0.02

注1：乾き排出ガススペース、酸素濃度12%換算値。

注2：ダイオキシン類は平成12年1月15日よりダイオキシン類対策特別措置法(平成11年7月16日公布、平成12年1月15日施行)より規制(既設1ng-TEQ/m³N 新設0.1ng-TEQ/m³N)

注3：水銀は平成30年4月1日より大気汚染防止法により規制(既設は50μg/m³N、新設は30μg/m³N)

(2) 騒音・振動防止計画

対象施設の騒音の基準値は表2.6-4に、振動の基準値は表2.6-5に示すとおりである。

対象施設は、既存の第一工場と同様に、計画地敷地境界上において、環境保全管理値を設定し、定期的に測定管理を行う計画である。

表 2.6-4 騒音に係る環境保全管理値

時間帯	環境保全管理値
朝(午前6時~午前8時) 夕(午後7時~午後10時)	50 デシベル
昼間(午前8時~午後7時)	55 デシベル
夜間(午後10時~翌午前6時)	45 デシベル

表 2.6-5 振動に係る環境保全管理値

時間帯	環境保全管理値
昼間（午前 8 時～午後 7 時）	60 デシベル
夜間（午後 7 時～翌午前 8 時）	55 デシベル

(3) 悪臭防止計画

対象施設の悪臭の基準値は、表2.6-6に示すとおりである。

対象施設は、既存の第一工場と同様に、計画地敷地境界上において、環境保全管理値を設定し、定期的に測定管理を行う計画である。

表 2.6-6 悪臭に係る環境保全管理値

項目	環境保全管理値
敷地境界線上の臭気濃度	10

(4) 給水・排水計画及び水質汚濁防止計画

1) 給水計画

対象施設の給水計画について、既存の第一工場と同様に、生活用水は上水道から給水を受ける計画であり、プラント系設備等の給水は、用途に応じて上水道、河川表流水処理水（以下「浄水」という。）及び再利用水を使用する計画である。なお、浄水について、湯水期は、河川の状況に応じて使用量を減らす計画である。また、トイレには、再利用水を使用するものとする。

なお、既存の第一工場と同様に河川表流水の利用は、最大で800m³/日を計画とする。

2) 排水計画

対象施設の排水計画について、既存の第一工場と同様に、構内排水及び敷地内雨水排水については、位置、寸法、勾配、耐圧等に十分注意し、不等沈下、漏水事故のないような計画とし、敷地内の雨水排水は、U字溝及び管渠（埋設ヒューム管）にて滞水することなく、適切な勾配で、新方川沿いの第一排水口に導く。屋根の雨水は、ループ内に雨水・原水貯溜槽を設けて集水を図り、集水された雨水は、浄水設備へ導水し、プラント用水等として利用を図る。

対象施設からの排水は、図2.6-5に示す既存の第一工場と同様に、新方川へ放流する計画である。

なお、対象施設からの排水の環境保全管理値は表2.6-7に示すとおりであり、既存の第一工場と同様に、放流口において、各関係法令値を遵守し、定期的に測定管理を行う計画である。



図 2.6-5 施設からの排水箇所

表 2.6-7 水質に係る環境保全管理値

	項目	単位	環境保全管理値
有害物質	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03
	シアン化合物	mg/L	1
	有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	mg/L	1
	鉛及びその化合物	mg/L	0.1
	六価クロム化合物	mg/L	0.2
	砒素及びその化合物	mg/L	0.1
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005
	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003
	トリクロロエチレン	mg/L	0.1
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1
	ジクロロメタン	mg/L	0.2
	四塩化炭素	mg/L	0.02
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02
	チウラム	mg/L	0.06
	シマジン	mg/L	0.03
	チオベンカルブ	mg/L	0.2
	ベンゼン	mg/L	0.1
	セレン及びその化合物	mg/L	0.1
	ほう素及びその化合物	mg/L	10
	ふっ素及びその化合物	mg/L	8
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	100 ^注	
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5	
生活環境項目	水素イオン濃度（海域以外の公共用水域）	-	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量	mg/L	25（日間平均20）
	浮遊物質	mg/L	60（日間平均50）
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	mg/L	5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	mg/L	30
	フェノール類含有量	mg/L	5
	銅含有量	mg/L	3
	亜鉛含有量	mg/L	2
	溶解性鉄含有量	mg/L	10
	溶解性マンガン含有量	mg/L	10
	クロム含有量	mg/L	2
	大腸菌群数	個/cm ³	日間平均3,000
	窒素含有量	mg/L	120（日間平均60）
	りん含有量	mg/L	16（日間平均8）
	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10

注：アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

2.6.4 廃棄物等運搬車両の計画

施設供用時の廃棄物等運搬車両台数は表2.6-8に、廃棄物等運搬車両の主な走行ルートは図2.6-6に示すとおりである。

施設供用時の廃棄物等運搬車両の計画は、既存の第一工場と同様とする計画である。

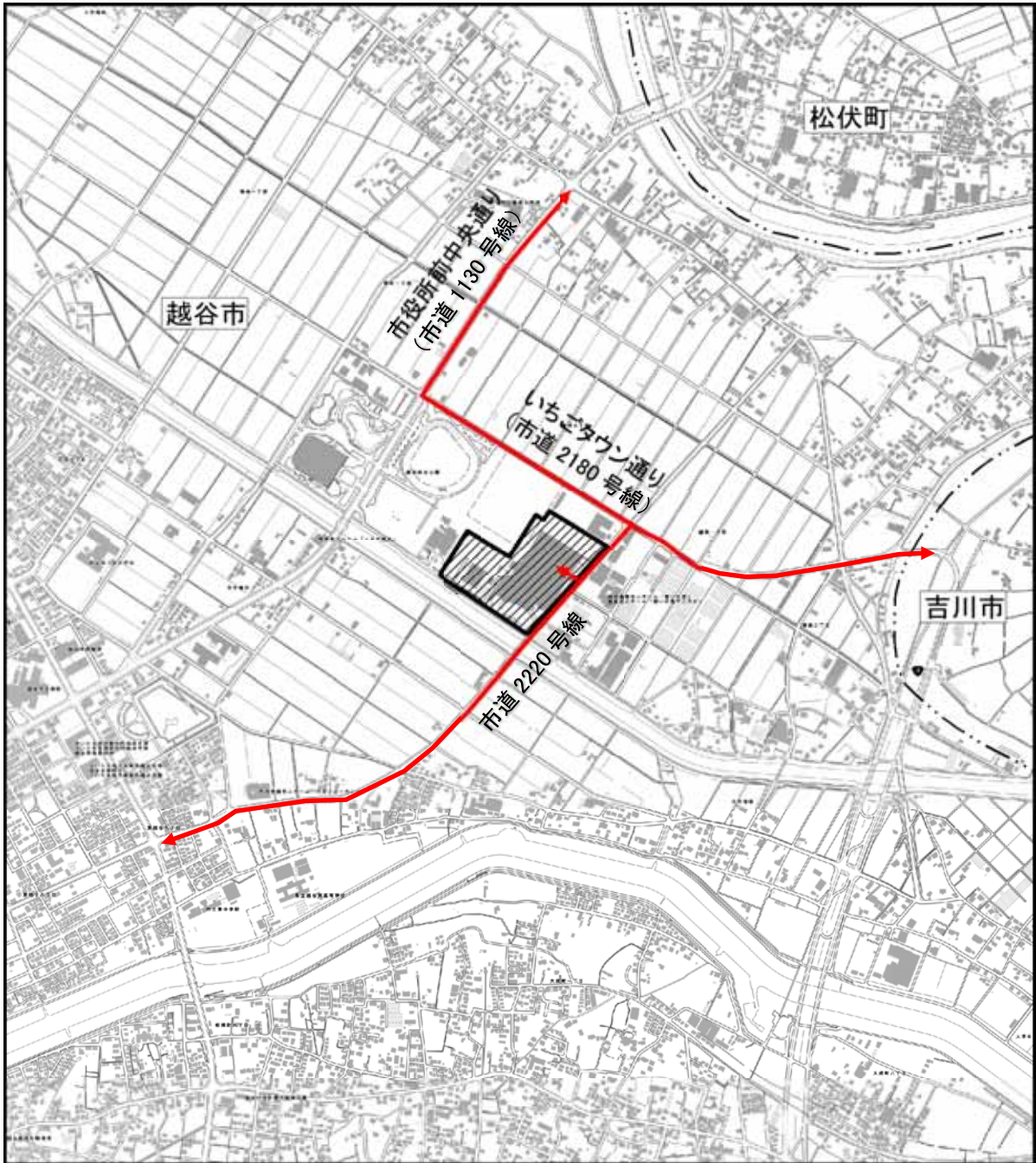
現段階では令和6年度実績を想定しているが、将来ごみ量が減少傾向となるため、廃棄物等運搬車両の台数についても減少となると想定される。

なお、組合では、各構成市町からの自己搬入による持込ごみの受付は行っていない。




表 2.6-8 施設供用時の廃棄物等運搬車両台数（令和6年度実績想定）

搬入車両の種類		車種	平均台数	最大台数	搬出入時間帯
搬入車両	家庭系ごみ	2～6t パッカー車	142 台/日	316 台/日	8 時 30 分～16 時 30 分 日曜日、1月1～3日の 搬出入なし
	事業系ごみ	2～6t パッカー車	86 台/日	157 台/日	
	その他刈り草	2～4t トラック	9 台/月	16 台/月	
	脱水汚泥	最大 10t トラック	2 台/月	7 台/月	
搬出車両	焼却灰	10t トラック	89 台/月	114 台/月	24 時間 日曜日、1月1～3日の 搬出入なし
	ばいじん	10t トラック	41 台/月	56 台/月	
	金属	10t トラック	2 台/月	4 台/月	
メンテナンス車両(薬剤)		10t トラック	31 台/月	40 台/月	

注：脱水汚泥は、第二工場の稼働状況による脱水汚泥の発生状況により車種が変化する。



凡例

-  計画地
-  市町界
-  主要な走行ルート



1:15,000

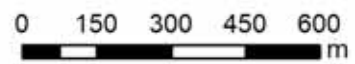


図 2.6-6

廃棄物等運搬車両の主要な
走行ルート

2.7 工事計画

2.7.1 工事工程

本事業の工事工程の概要は表2.7-1に、工事工程の詳細は表2.7-2に示すとおりである。

本事業はプラント設備の更新事業であり、建物は既存の第一工場を継続して使用し、プラント設備については、既存の焼却施設を稼働させながら、順次、更新工事を実施していく計画である。工事は令和9～19年度にかけて約11年間実施し、令和20年度から設備更新後の施設の供用を開始する計画である。

なお、本事業は設備更新事業であるため、基本的には新たに土地を改変する等の大規模な造成工事は行わない計画であるが、工事に伴い既存の第一工場周辺に建設機械等の配置が必要となるため、図2.7-1に示す重機作業区域を設け、当該区域は必要に応じて地盤改良や、樹木を伐採し整地に整備する等の工事を実施する計画である。また、計画地内西側に、資材置き場等を配置し、必要に応じて建設機械を使用した大規模設備等の組立作業などを実施する計画である。その他に、第一工場の更新工事期間中は、可燃ごみの全量処理が出来なくなることから、既存の堆肥化施設の稼働を一時休止し、発酵棟をごみの外部搬出を行うための積替え施設に利用するための検討を進めている。積替え施設に利用した場合、腐敗臭等の発生が懸念されるため、ごみの当日処理に努めるとともに、必要に応じて消臭剤等を散布し、臭気の抑制が図れるよう、対策を図るものとする。

なお、工事時間帯は、原則午前8時～午後5時とし、週休2日制を計画とする。

表 2.7-1 工事工程の概要

項目	年度	令和 年度											
		9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
設備更新工事		[黒塗り]											
設備更新後の供用開始													[黒塗り]
既存の第一工場の稼働		[黒塗り]											

注：実施期間は、現在の予定であり、変更する可能性がある。

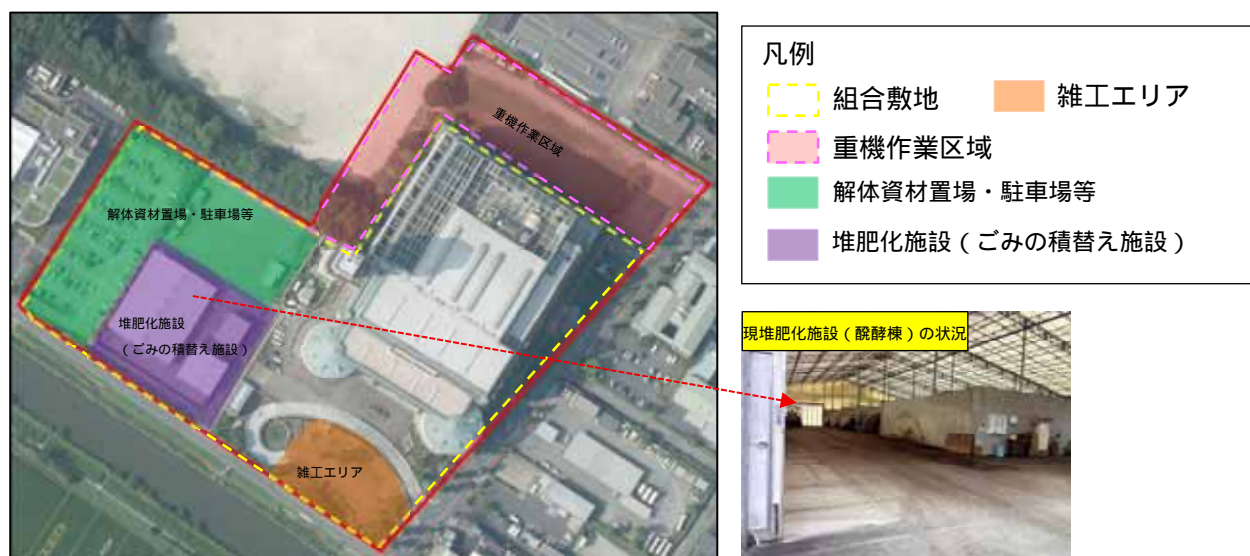


図 2.7-1 工事中の計画地内の状況

表 2.7-2 (4) 工事工程の詳細 (令和 18 ~ 19 年)

分類	工 程	令和18年(2036年)												令和19年(2037年)												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
工事工程	仮設工事・準備工事	仮設工事																								
		準備工事(除染準備・開口整備)																								
	灰溶融炉解体工事	除染工事																								
		解体工事																								
		更新工事																								
		単体試運転																								
	1号炉関連工事	除染工事																								
		解体工事																								
		更新工事																								
		単体試運転																								
	2号炉関連工事	除染工事																								
		解体工事																								
		更新工事																								
		単体試運転																								
	3号炉関連工事	除染工事																								
		解体工事																								
		更新工事																								
		単体試運転																								
	4号炉関連工事	除染工事																								
		解体工事																								
更新工事																										
単体試運転																										
ゴミクレーン解体更新工事																										
復水器・蒸気タービン解体更新工事																										
全体試運転																										
建設機械 (台/延べ月)	バックホウ(1.2m ³)																									
	バックホウ(0.45m ³)																									
	杭引抜機(クローラ式)																									
	杭打ち機(クローラ式)																									
	コンクリートポンプ車(30m ³)																									
	振動ローラ(10t)																									
	アスファルトフィニッシャー(W=4.5m)																									
	ラフタークレーン(25t)	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	
	クローラクレーン(350t)	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	
	スタビライザー(処理深さ1.0m)																									
合計	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	63	42	42	42				
資材運搬等車両 (台/延べ月)	大型車(搬出入車両等)	168	168	168	168	168	168	168	168	210	210	210	210	210	210	210	210	168	168	126	84	84	0	0		
	小型車(通勤車両等)	840	840	840	840	840	840	840	840	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	840	840	840	630	630	210	210		
合計	1,008	1,008	1,008	1,008	1,008	1,008	1,008	1,008	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	1,008	1,008	966	714	714	210	210			
資材運搬等車両 (台/日最大)	大型車(搬出入車両等)	8	8	8	8	8	8	8	8	10	10	10	10	10	10	10	10	8	8	6	4	4	0	0		
	小型車(通勤車両等)	40	40	40	40	40	40	40	40	50	50	50	50	50	50	50	50	40	40	40	30	30	10	10		
合計	48	48	48	48	48	48	48	48	48	60	60	60	60	60	60	60	60	48	48	46	34	34	10	10		

2.7.2 建設機械

本事業の工事は、以下に示す建設機械の利用を基本とする。

また、各月における建設機械の稼働台数は、表2.7-2に示したとおりである。

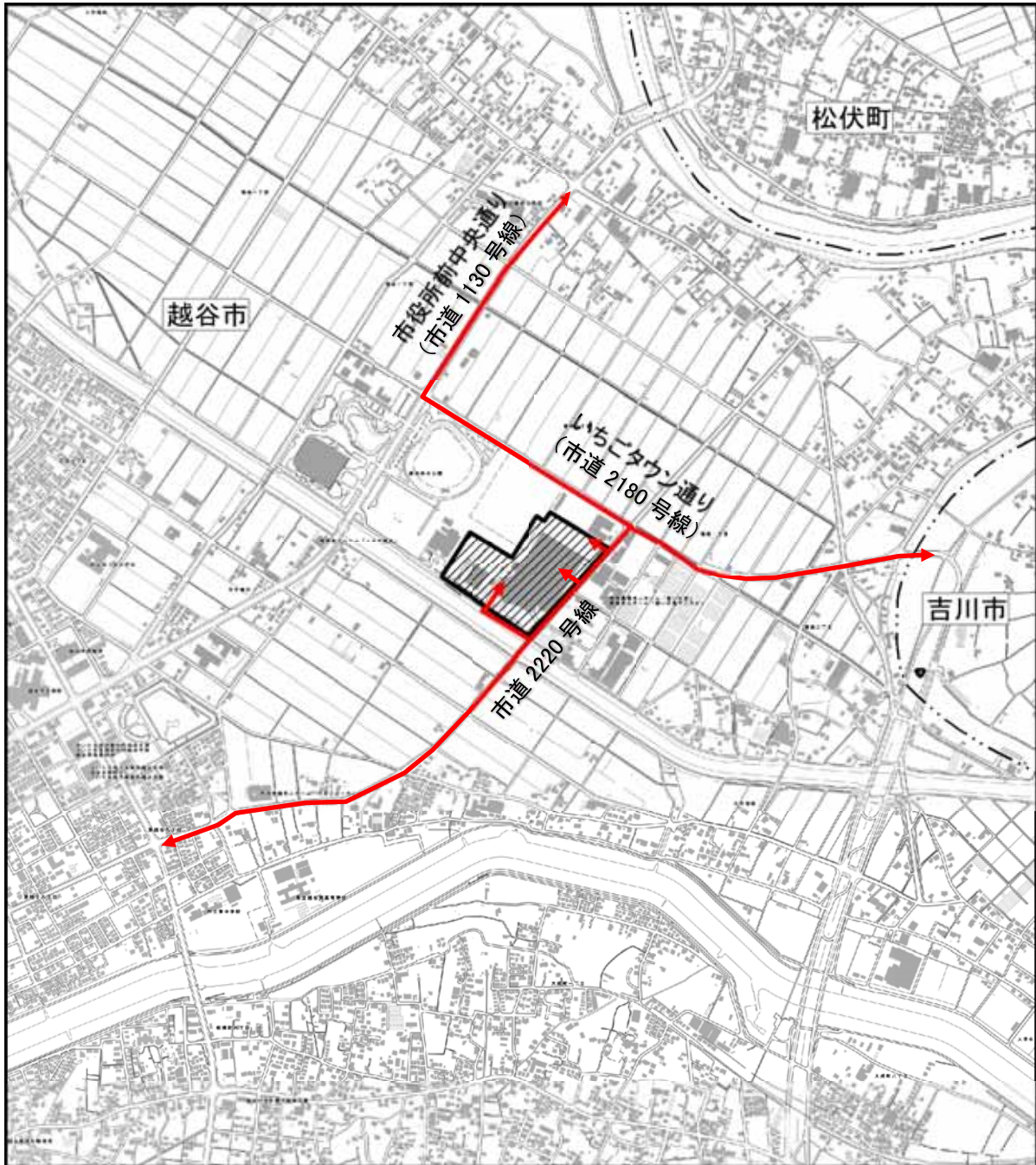
- ・バックホウ（1.2m³）
- ・バックホウ（0.45m³）
- ・杭引抜機（クローラ式）
- ・杭打ち機（クローラ式）
- ・コンクリートポンプ車（30m³）
- ・振動ローラ - （10 t）
- ・アスファルトフィニッシャー（W=4.5m）
- ・ラフタークレーン（25 t）
- ・クローラクレーン（350 t）
- ・スタビライザー（処理深さ1m）

2.7.3 資材運搬等車両の主な走行ルート




資材運搬等車両の主な走行ルートは、図2.7-2に示すとおりである。

資材運搬等車両の主な走行ルートは、計画地周辺の越谷市道（1130号線、2180号線、2220号線）の利用を基本とする。

また、各月における資材運搬等車両の走行台数は、表2.7-2に示したとおりである。



凡例

-  計画地
-  市町界
-  主要な走行ルート



1:15,000

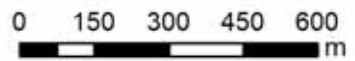


図 2.7-2

資材運搬等車両の主要な
走行ルート

2.7.4 工事中における環境保全計画

工事計画及び工事の実施においては、環境の保全に配慮し、以下に示す環境保全計画を検討している。

(1) 大気質

1) 建設機械の稼働に伴う大気質の影響

- ・建設機械については、排出ガス対策型の使用に努める。
- ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・建設機械の集中稼働をしないような工事計画とするよう努める。
- ・建設機械の整備・点検を適切に実施する。

2) 資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の影響

- ・資材運搬等の車両については、排出ガス規制適合車を使用する。
- ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。
- ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう計画的かつ効率的な運行管理に努める。

(2) 騒音・振動

1) 建設機械の稼働に伴う騒音・振動の影響

- ・建設機械については、低騒音型・低振動型の使用に努める。
- ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・建設機械の集中稼働をしないような工事計画とするよう努める。
- ・建設機械の整備・点検を適切に実施する。

2) 資材運搬等の車両の走行に伴う騒音・振動の影響

- ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。
- ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。
- ・資材運搬等の車両の整備・点検を適切に実施する。

(3) 温室効果ガス等

1) 建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの影響

- ・建設機械については、低炭素型の使用に努める。
- ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・建設機械の整備・点検を適切に実施する。

2) 資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガスの影響

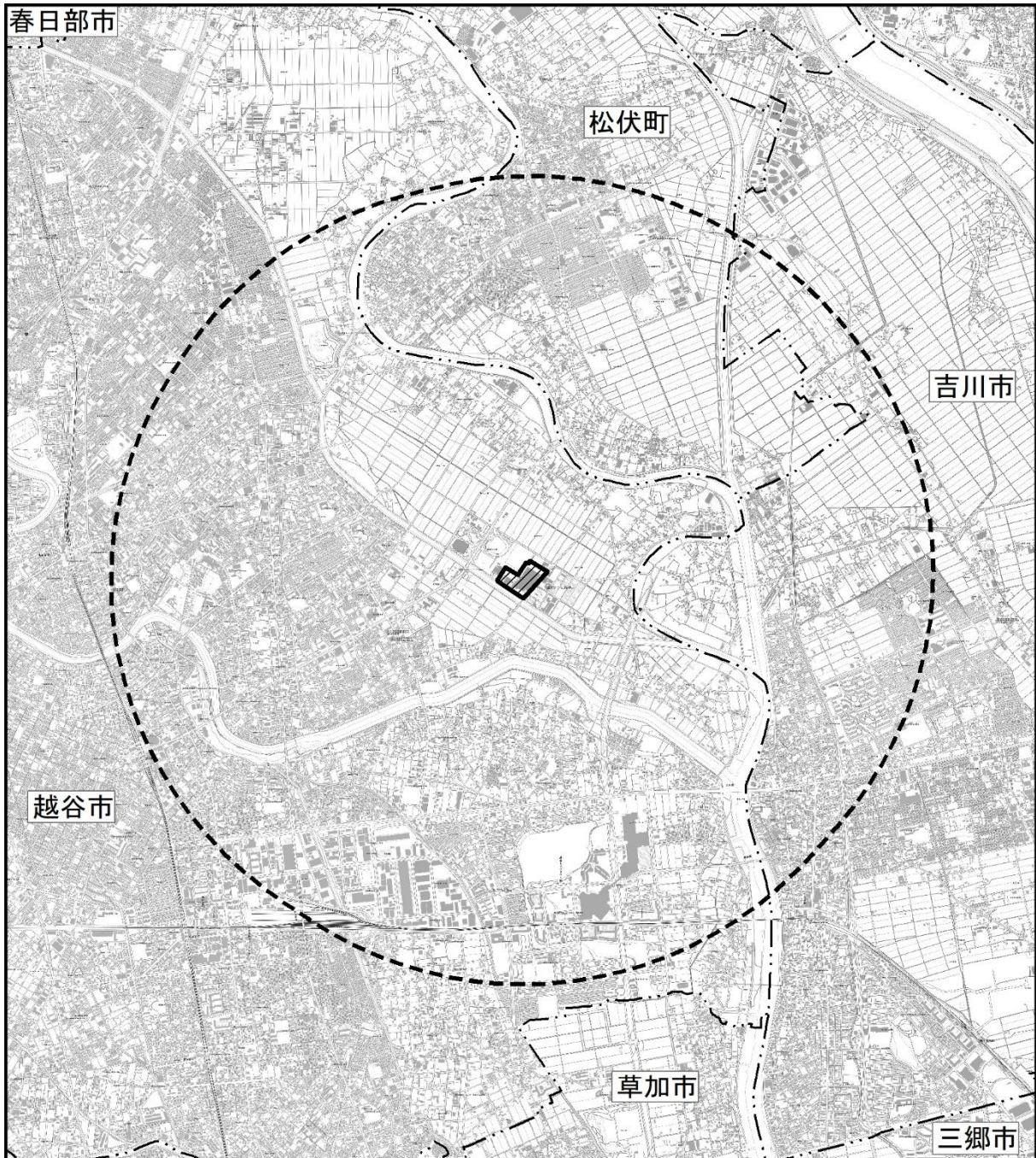
- ・ 資材運搬等の車両については、低炭素型の使用に努める。
- ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 資材運搬等の車両の整備・点検を適切に実施する。

第3章 地域の概況

計画地及びその周辺地域の概況は、令和8年2月までに公表されている入手可能な既存資料等により把握した。「計画地及びその周辺地域」とは、本事業により環境に影響が及ぶ可能性のある範囲であり、最大で計画地及びその周囲約3kmとした（図3-1参照）。そのため、既存資料の調査としては、越谷市、吉川市、松伏町（以下、「関係市町」という）を基本とした。

なお、本事業は廃棄物処理施設に係る事業であるため、影響が及ぶ可能性のある範囲（3km）外の組合構成市である草加市、八潮市、三郷市の3市と関係市町の5市1町（以下、「構成市町」という。）については、人口や廃棄物等の本事業に関する項目は、調査を実施した。

なお、項目及び既存資料の内容により、必要に応じて対象範囲を拡大又は縮小した。



凡 例

-  計画地
-  計画地より3km
-  市町界



1:50,000



図 3-1

地域特性の調査対象区域

3.1 社会的状況

社会的状況の概要は、表 3.1-1 に示すとおりである。

表 3.1-1(1) 社会的状況の概要

項目		概要
人口及び産業の状況	人口	計画地が位置する越谷市における令和 7 年 6 月現在の人口は 338,434 人である。構成市町における平成 7 年から令和 2 年までの人口の推移は、越谷市、草加市は緩やかな増加傾向にあったが、越谷市は近年、微減傾向に転じている。その他の市町は横ばい傾向にある。
	産業	計画地の位置する越谷市は「卸売業、小売業」、「医療、福祉」、「製造業」の占める割合が高い。
土地利用の状況	地目別土地利用	計画地が位置する越谷市では宅地に利用されている面積が 2,484.8ha となっている。
	土地利用計画の状況	計画地は、市街化調整区域、農業地域に位置している。また、計画地は用途地域の指定がない地域となっている。
河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況	河川の分布	計画地の南側に一級河川の新方川が流れている。
	上水道	計画地に位置する越谷市の上水道普及率は 100%となっている。
	内水面漁業	計画地及びその周辺地域に流れている中川、新方川等には漁業権が設定されている。
	地下水の利用状況	計画地である越谷市が位置する東部地域における地下水の用途は、各年とも水道用が最も多くなっている。
交通の状況	道路交通量	計画地から最寄りの埼玉県道 102 号平方東京線（越谷市増森 2-122）の昼間 12 時間交通量は 7,244 台である。
	鉄道	計画地から最寄りの越谷レイクタウン駅の乗降人員は、令和 6 年度で 21,729,910 人/年である。
学校、病院その他の環境保全について配慮が特に必要な施設及び住宅	環境保全についての配慮が特に必要な施設	計画地に最寄りの保全施設について、教育施設は西側約 0.8km に位置する幼保連携型認定こども園越谷さくらの森が、福祉・医療施設は東側約 0.2km に位置する特別養護老人ホーム憩いの里がある。
	住宅の分布状況	計画地から最寄りの住宅は、西側・南南西側約 0.3km に位置している。
下水道、し尿処理及びごみ処理施設の整備状況	下水道	計画地が位置する越谷市の公共下水道の普及率は 89.3%である。
	し尿処理	構成市町の水洗化率は 97.9%~99.7%となっており、計画地が位置する越谷市の水洗化率は 99.5%である。越谷市のし尿・浄化槽汚泥の総処理量は 27,608.53kL となっている。
	ごみ処理	計画地が位置する越谷市の令和 5 年度の年間排出量は 97,905t である。

表 3.1-1(2) 社会的状況の概要

項目	概要
法令による指定及び規制等の状況	<p>「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準、「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」における排出基準及び指定地域、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」に基づく窒素酸化物の排出基準、「自動車NOx・PM法」に基づく対策地域が適用される。</p>
水質	<p>「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準、「水質汚濁防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく排水規制が適用される。</p>
騒音	<p>「環境基本法」に基づく環境基準、「騒音規制法」に基づく特定建設作業の規制基準、自動車騒音の要請限度及び特定工場等に係る騒音の規制基準が適用される。</p>
振動	<p>「振動規制法」に基づく特定建設作業の規制基準、道路交通振動の要請限度及び特定工場等に係る騒音の規制基準が適用される。</p>
土壌汚染	<p>「環境基本法」及び「ダイオキシン類特別措置法」に基づく環境基準が適用される。</p>
地盤沈下	<p>「埼玉県環境保全条例」における指定地域が適用される。</p>
悪臭	<p>「悪臭防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく規制基準が適用される。</p>
景観	<p>「景観法」に基づく「埼玉県景観条例」及び「埼玉県景観計画」が適用される。</p>
廃棄物	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「埼玉県生活環境保全条例」が適用される。</p>
地球温暖化	<p>「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改訂版」が適用される。</p>
自然関係法令等	<p>計画地においては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」における特定猟具使用禁止区域(銃)、「河川法」における河川保全区域、「埼玉県生活環境保全条例」における地下水採取規制地域、「都市計画法」における都市地域および市街化調整区域、「農業新興地域の整備に関する法律」における農相振興地域が適用される。</p>

3.2 自然的状況

自然的状況の概要は、表 3.2-1 に示すとおりである。

表 3.2-1(1) 自然的状況の概要

項目		概要
気象	降水量・気温 ・日照時間	計画地から最寄りの気象観測所は、越谷地域気象観測所（埼玉県越谷市）である。令和7年の降水量は1,117.5mm、平均気温は16.5℃、最高気温は38.4℃、最低気温は-4.1℃、日照時間は2,194.0時間であった。
	風向・風速	令和7年における最多風向は北北西、平均風速は1.4m/sであった。また、過去10年間における年間最多風向は北北西であった。
大気質	大気質の状況	計画地周辺の大気汚染常時監視測定局は、一般局2局、自排局1局が設置されている。令和5年度における各項目の測定結果は、二酸化硫黄の全測定局、二酸化窒素の全測定局、浮遊粒子状物質の全測定局、微粒子状物質の全測定局で環境基準等が達成であったが、光化学オキシダントの全測定局、炭化水素の全測定局で環境基準等が非達成であった。
	苦情の状況	大気汚染に関する関係市町の公害苦情件数は、関係市町で54件であった。
騒音	騒音の状況	面的評価では、県道葛飾吉川松伏線において昼間、夜間ともに基準値を超過する戸数が多くなっている。
	苦情の状況	騒音に関する関係市町の公害苦情件数は、関係市町で130件であった。
振動	振動の状況	各測定地点の道路交通振動の測定結果は、全地点において要請限度を下回っている。
	苦情の状況	振動に関する関係市町の公害苦情件数は、関係市町で17件であった。
悪臭	悪臭の状況	計画地及びその周辺地域では、悪臭の調査について公表された測定結果はない。
	苦情の状況	悪臭に関する公害苦情件数は、関係市町で24件であった。
水質	河川	計画地周辺における公共用水域の水質調査地点は、越谷市、吉川市、松伏町で4河川6測定地点行われており、全ての地点で基準値を満たしている。
	地下水	関係市町では3地点で概況調査が行われている。いずれの調査でも基準値を超過する地点はなかった。
	苦情の状況	水質汚濁に関する公害苦情件数は、関係市町で10件であった。
底質		過年度において計画地及びその周辺地域では、水底の底質の調査について公表された測定結果はない。
土壌	農用地における土壌汚染	埼玉県では、農用地の土壌汚染状況を把握するため、銅、砒素、カドミウムについての調査を昭和54年から令和4年に行っており、いずれの項目も環境基準を達成している。
	ダイオキシン類	埼玉県では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壌の常時監視測定を行っている。令和4年から令和6年で実施した関係市町における土壌中のダイオキシン類の常時監視結果は、いずれも環境基準を達成している。
	土壌の分布状況	計画地一帯は、グライ土壌（片柳統）が分布している。
	苦情の状況	土壌汚染に関する公害苦情は、関係市町で1件であった。
地盤	地盤沈下の状況	計画地がある越谷市における過去5年間の地盤標高の変動量は-5.4～+8.1mmの範囲で沈下、隆起している。
	苦情の状況	地盤に関する公害苦情は、関係市町ではなかった。

注：公害苦情件数において、越谷市は令和6年度、吉川市は令和4年度、松伏町は令和7年度の値である。

表 3.2-1(2) 自然的状況の概要

項目		概要
地形		計画地及びその周辺地域における地形は、後背湿地であり、計画地の北側と南側にある川に沿って自然堤防、河原がある。
地質		計画地及びその周辺地域の地質は、計画地の北側にある川に沿って砂質堆積物（埼玉）となっており、南側にある川に沿って砂泥堆積物（埼玉）・泥質堆積物（茨城）、砂質堆積物となっている。 計画地は砂泥堆積物（埼玉）・泥質堆積物（茨城）に位置している。
動物	動物相の状況	計画地及びその周辺地域において、既存文献から確認された動物種は819種であった。
	保全すべき動物種の状況	動物相の状況において確認された819種の内、計画地及びその周辺地域での保全すべき動物種は、207種（鳥類81種、爬虫類12種、両生類5種、魚類7種、昆虫類84種、甲殻類2種、クモ目4種、軟体動物12種）であった。
植物	植生の状況	計画地及びその周辺地域は、大部分が市街地や緑の多い住宅地、耕作地（水田雑草群落及び畑雑草群落）で占められており、自然度の高い植生はあまりみられない。自然度の比較的高い植生としては、河川沿いに分布するヨシクラス等が挙げられる。
	保全すべき植物種の分布状況	文献資料において、計画地及びその周辺地域で確認された植物種は705種であった。そのうち計画地及びその周辺地域での保全すべき植物種は、72種であった。
	特定植物群落、保存樹・保存樹林及び巨樹・巨木の状況	国土交通省都市緑化データベースによると法律に基づく保存樹・保存樹林の指定状況は、埼玉県内においては指定が無い。関係市町の条例に基づく保存樹・保存樹林の指定状況は、保存樹について、越谷市では12本、吉川市では116本であった。保存樹林について、越谷市では0件、吉川市では2件あり、面積は0.21haであった。なお、松伏町については、条例で指定された保存樹・保存樹林は確認されなかった。
生態系		計画地は既存の第一工場が稼働している市街地であり、人為的な環境に生息・生育可能な生物が利用する可能性はあるものの、地域を特徴づけるような生態系は形成されていないと考えられる。また、計画地周辺では、水田雑草群落や畑雑草群落から成る耕作地の生態系のほか、河川沿いに比較的自然度の高い植生が分布しており、水域を利用する水生生物や河岸の環境を利用する陸生生物に特徴づけられる、水辺の生態系が成立していると考えられる。
景観	地域景観状況	計画地及びその周辺地域の地形は、概ね平坦であり、計画地の北側には大落古利根川が、南側には新方川が、東側には中川が流れ、計画地の南東側には国道4号が通っている。なお、土地利用状況は、市街化区域、市街化調整区域、農用地区域等に分かれている。
	景観資源及び主要眺望点の状況	計画地に最寄りの景観資源は、計画地の一部であるリユース（既存の第一工場）がある。計画地に最寄りの眺望点は、計画地の一部であるリユース（既存の第一工場）からの眺めである。
	自然とのふれあいの場	計画地に最寄りの自然とのふれあいの場は、計画地に隣接する越谷総合公園である。
指定文化財その他の生活環境の状況	指定文化財	計画地に最も近い指定文化財は、計画地から北北西側約1.1kmに位置する越谷市指定文化財の文明3年十三仏板碑がある。
	埋蔵文化財	計画地から最も近い埋蔵文化財は、計画地から西北西側約1.0kmに位置する増林中妻遺跡が、北側約1.0kmに位置する増林下前遺跡がある。
一般環境中の放射性物質に係る環境の状況		計画地周辺における令和7年の放射線の測定結果は、0.041～0.09μSv/hであった。

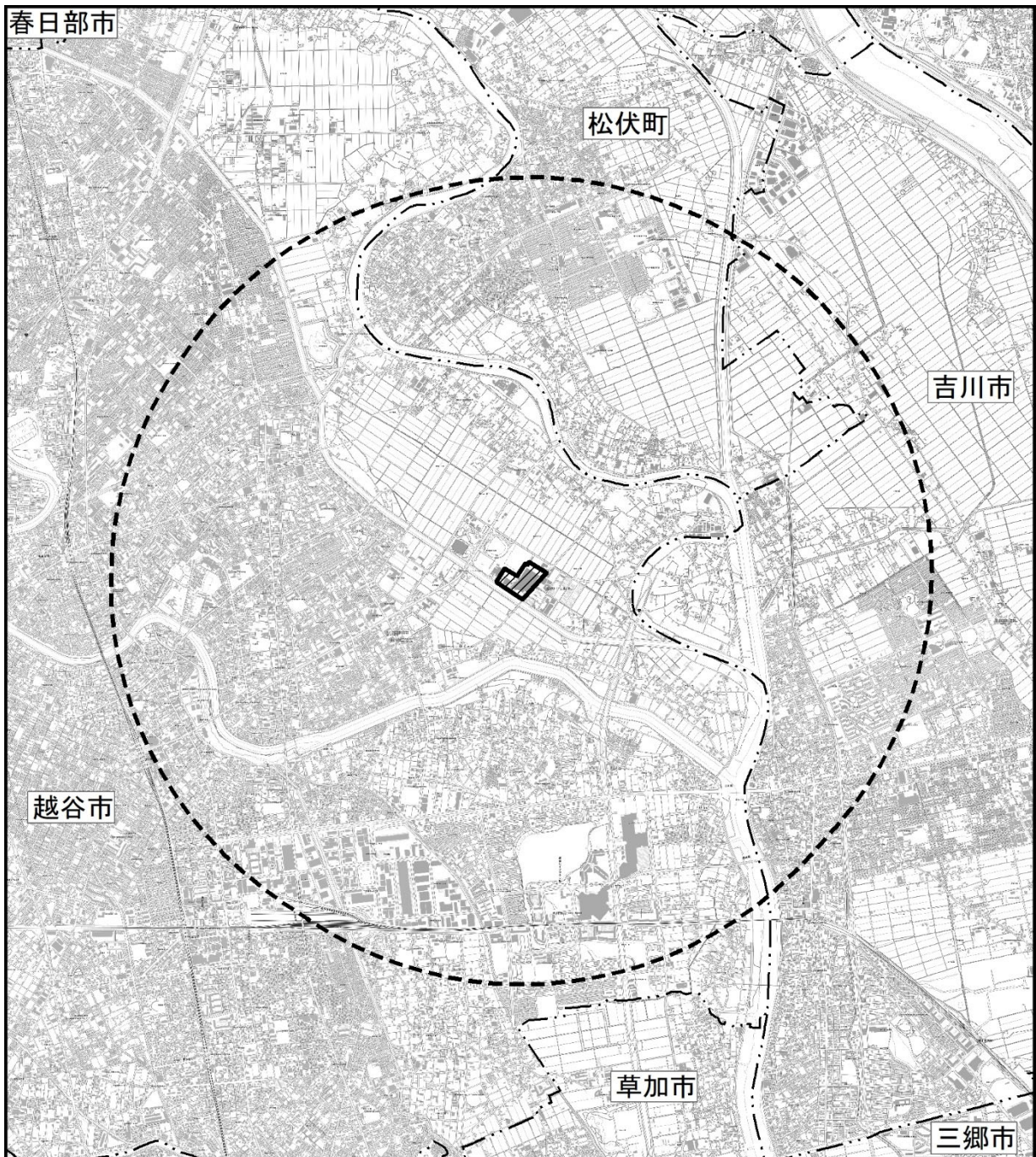
第4章 関係地域

4.1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「埼玉県環境影響評価条例施行規則 別表第二」に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲 3 キロメートル以内の地域」とする。

4.2 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図 4.2-1 に示すとおりであり、越谷市、吉川市、松伏町の 2 市 1 町の一部が含まれる。



凡 例

-  計画地
-  計画地より3km
-  市町界



1:50,000



図 4.2-1

環境に影響を及ぼす地域

第5章 調査計画書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

「埼玉県環境影響評価条例」第6条の規定に基づき、「第一工場ごみ処理施設プラント更新事業環境影響評価調査計画書」の縦覧が、以下の期間で行われた。

期間：令和6年10月1日（火）～令和6年11月1日（金）

場所：埼玉県庁環境政策課、埼玉県越谷環境管理事務所、東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設計画課、越谷市役所資源循環推進課、吉川市役所環境課、松伏町役場環境経済課

「埼玉県環境影響評価条例」第7条第1項の規定に基づき、調査計画書について令和6年10月1日（火）～令和6年11月15日（金）までの期間、環境の保全の見地から意見を受け付けたが、意見書は0件であった。

第6章 調査計画書についての知事の意見

「第一工場ごみ処理施設プラント更新事業環境影響評価調査計画書」に関し、「埼玉県環境影響評価条例」第8条第1項の規定に基づき、埼玉県知事から提出された意見は、以下のとおりである。

環 政 第 5 5 2 号

令 和 7 年 1 月 1 0 日

東埼玉資源環境組合

管理者 福田 晃 様

埼玉県知事 大 野 元 裕

(公印省略)

東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設プラント更新事業環境影響評価
調査計画書について (通知)

埼玉県環境影響評価条例第8条第1項の規定に基づき、標記調査計画書について別紙
のとおり意見を述べます。

意見書

東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設プラント更新事業についての環境影響評価は、下記の事項を勘案して調査、予測及び評価の実施、並びに環境保全措置の検討を行うこと。

記

1 事業計画について

- (1) 国の排出削減目標（NDC）や、県、越谷市の地球温暖化対策実行計画等との整合が図られるよう、様々な先進事例や今後の革新的な技術開発状況を参考にし、焼却施設から発生する温室効果ガスの削減を最大限考慮した事業計画を検討すること。
- (2) 更新する設備や機器については、計画地内及びその周辺地域の環境保全に配慮し、可能な限り先進的な技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めること。
- (3) 公害防止に関する計画で定める環境保全管理値については、新設の場合に適用される各法令の基準値を基に設定すること。
- (4) 計画地周辺には、福祉施設や公共施設があることから、搬入された廃棄物（可燃ごみ）から発生する臭気に対して、十分な対策を行うこと。
また、休炉時における十分な脱臭対策を検討し、周辺に影響を与えないよう努めること。
- (5) 排水設備について、近年の気象災害事例を踏まえ、関係機関と協議し、更新時における必要な対策を検討すること。
- (6) 隣接施設等への熱供給のみならず、地域の災害時のレジリエンスの強化等に資するよう、更なる耐震対策や浸水対策を検討すること。
- (7) 焼却灰等の施設の稼働に伴う廃棄物について、更なる再資源化に努めること。
- (8) 計画地周辺には複数の専用水道（深井戸）があることから、計画地の一部において地盤改良工事を実施する際は、井水利用に影響が生じないように十分に配慮すること。

2 調査、予測及び評価について

(1) 全般的事項

第一工場ごみ処理施設建設時に環境影響評価が実施されていることから、既存資料調査時に当該環境影響評価書やその他関連資料を参考にした上で、調査、予測及び評価を実施すること。

(2) 悪臭

計画地内に堆肥化施設があることから、当該施設から生じる臭気を考慮する必要がある。

計画地内での過去の測定結果等を踏まえ、その予測及び評価結果の精度の向上を図ること。

(3) 動物

ア 保全すべき動物種について、国内移入種が含まれている可能性があることから、再度確認を行い、環境影響評価図書の精度の向上を図ること。

イ 人工構造物に猛禽類が営巣する事例があることから、猛禽類の調査にあたり、外部から視認しにくい施設内部での営巣が疑われる場合には、施設職員協議し必要な調査を行うこと。

ウ 猛禽類の調査については、1 営巣期の調査結果を踏まえ、追加調査の必要性を検討し、その検討結果を明示すること。また、採餌環境の変化についても検討するため、猛禽類の餌となる鳥類を対象とした調査を実施すること。

(4) 廃棄物等

プラント設備更新（本事業の実施）に伴い、既存設備が廃棄物として相当量発生することから、工事中の廃棄物等について予測及び評価を行うこと。

(5) 温室効果ガス等

ア 廃棄物の焼却に伴う温室効果ガスの排出については、搬入される廃棄物の組成によって排出量が異なることから、廃棄物に含まれる可燃ごみやプラスチックごみ等の割合について必要な調査を行った上で、予測及び評価を行うこと。

イ 余熱利用（熱供給及び発電）に伴う温室効果ガスの削減量についても算定し、予測及び評価を行うこと。

3 環境保全措置について

(1) 動物

工事期間中に猛禽類（ハヤブサ・チョウゲンボウ等）の営巣が確認された場合について、対応を明示すること。

4 事後調査について

(1) 事後調査について

工事期間が約11年間と長期に渡ることから、予測及び評価結果を踏まえた上で、事後調査の必要性や調査期間・頻度等について明示すること。

第7章 第5章及び第6章の意見についての事業者の見解

7.1 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と事業者の見解

第5章に示したとおり、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見は0件であった。

7.2 知事の意見と事業者の見解

第6章に示す知事の意見と、これに対する事業者の見解は、表7.2-1に示すとおりである。

表7.2-1(1) 知事の意見と事業者の見解

項目	知事意見	事業者見解
1 事業計画	(1) 国の排出削減目標（NDC）や、県、越谷市の地球温暖化対策実行計画等との整合が図られるよう、様々な先進事例や今後の革新的な技術開発状況を参考にし、焼却施設から発生する温室効果ガスの削減を最大限考慮した事業計画を検討すること。	本施設においては、既存施設と同様にごみ焼却による発電及び熱利用をすることにより、施設稼働に伴い発生する温室効果ガスの排出を最大限削減するように努めていきたいと考えております。また、組合構成市町とも協議し、今後、プラスチックごみの分別などを行うことにより、焼却による温室効果ガスの発生抑制にも努めていきます。 その他に、先進事例や今後の革新的な技術開発状況を把握し、事業計画に反映できるかを検討しながら事業を進めて参ります。
	(2) 更新する設備や機器については、計画地内及びその周辺地域の環境保全に配慮し、可能な限り先進的な技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めること。	本事業においては、「第10章 環境保全のための措置」（p10-1参照）に示す環境保全のための措置を実施することで、周辺環境への影響を低減させていきます。また、先進的な技術などの導入についても検討し、環境負荷の低減に努めて参ります。
	(3) 公害防止に関する計画で定める環境保全管理値については、新設の場合に適用される各法令の基準値を基に設定すること。	本施設については、新設の基準が適用され、周辺環境に配慮するために、法令基準値と同等又はより厳しい自主基準値を環境保全管理値とし、施設の運営を進めて参ります。
	(4) 計画地周辺には、福祉施設や公共施設があることから、搬入された廃棄物（可燃ごみ）から発生する臭気に対して、十分な対策を行うこと。 また、休炉時における十分な脱臭対策を検討し、周辺に影響を与えないよう努めること。	悪臭対策については、「第10章 環境保全のための措置」（p10-1参照）に示す環境保全のための措置を実施いたします。また、休炉時においては脱臭装置を稼働させることやごみピット内を負圧に保ち、臭気が周辺に影響が及ばないようにするなどの対策を講じます。 その他に、本施設稼働後は、毎年モニタリングを行い、その結果を踏まえ、必要に応じて更なる悪臭対策の実施を検討いたします。

注：事業者見解に記載の参照のページ番号は本編を示す。

表 7.2-1 (2) 知事の意見と事業者の見解

項目	知事意見	事業者見解
1 事業計画	(5) 排水設備について、近年の気象災害事例を踏まえ、関係機関と協議し、更新時における必要な対策を検討すること。	排水設備については、関係機関と協議し、必要な対策の検討を進めて参ります。
	(6) 隣接施設等への熱供給のみならず、地域の災害時のレジリエンスの強化等に資するよう、更なる耐震対策や浸水対策を検討すること。	震災対策については、既存施設は耐震基準Ⅲ類相当（震度6強相当）を有しておりますが、頻発・激甚化する震災に対して、人命の安全や十分な機能確保が求められることから、新施設は現況より強い施設としてⅡ類相当まで引き上げることを検討しております。また、浸水対策については、利根川の氾濫を想定した検討を行い、建物出入口に高さ1.5mの止水板をすでに設ける等の対策も講じています。災害対策については、今後、関係機関と協議し、必要な対策の検討を進めて参ります。 なお、本施設は、熱供給の他に電力供給も行っており、地域の災害時においては、本施設周辺に位置する避難所へ熱・電力の供給等を行い、地域のレジリエンス強化を図っていきます。
	(7) 焼却灰等の施設の稼働に伴う廃棄物について、更なる再資源化に努めること。	焼却灰について、家庭系および事業系の可燃ごみの発生抑制を市町と連携して推進することや、焼却灰をセメント材として再利用することをさらに推進させるなどの対策の検討を行って参ります。
	(8) 計画地周辺には複数の専用水道（深井戸）があることから、計画地の一部において地盤改良工事を実施する際は、井水利用に影響が生じないように十分に配慮すること。	計画地周辺の深井戸の状況を調査し、対策が必要な場合には、工事前に調査等を行い、地下水位などの把握をするとともに、改良の深度方向を考慮し、地下水の流れを遮断しないように配慮します。 また、地盤改良にセメント系の固化材を使用する場合は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」（国土交通省通達）に基づき、事前に六価クロムの溶出試験を実施し、土壌や地下水の汚染が生じるおそれがないことを確認します。

注：事業者見解に記載の参照のページ番号は本編を示す。

表 7.2-1(3) 知事の意見と事業者の見解

項目	知事意見	事業者見解
2 調査、 予測及び 評価について	(1) 全般的 事項	既存施設の建設時の環境影響評価については、平成2年3月に発行された資料があります。当該資料を確認したうえで、調査、予測及び評価を行いました。
	(2) 悪臭	過去の悪臭調査は、堆肥化工場からの影響を踏まえたものもあり、その結果を用いて、予測・評価を行いました。 予測・評価の結果については、「第9章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 9.4 悪臭」(p9.4-1 参照)に示すとおりとなります。
	ア 保全すべき動物種について、国内移入種が含まれている可能性があることから、再度確認を行い、環境影響評価図書の精度の向上を図ること。	調査で確認された種について、国内移入種が含まれていないか確認したうえで、結果を整理致しました。調査結果は、「第9章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 9.7 動物」(p9.7-1 参照)に示すとおりとなります。
	(3) 動物	イ 人工構造物に猛禽類が営巣する事例があることから、猛禽類の調査にあたり、外部から視認しにくい施設内部での営巣が疑われる場合には、施設職員協議し必要な調査を行うこと。 ウ 猛禽類の調査については、1 営巣期の調査結果を踏まえ、追加調査の必要性を検討し、その検討結果を明示すること。また、採餌環境の変化についても検討するため、猛禽類の餌となる鳥類を対象とした調査を実施すること。

注：事業者見解に記載の参照のページ番号は本編を示す。

表 7.2-1(4) 知事の意見と事業者の見解

項目	知事意見	事業者見解
2 調査、予測及び評価について	(4) 廃棄物等 プラント設備更新（本事業の実施）に伴い、既存設備が廃棄物として相当量発生することから、工事中の廃棄物等について予測及び評価を行うこと。	工事中の廃棄物について、項目を追加し、その結果については「第9章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 9.8 廃棄物等」（p9.8-1 参照）に示すとおりとなります。
	(5) 温室効果ガス等 ア 廃棄物の焼却に伴う温室効果ガスの排出については、搬入される廃棄物の組成によって排出量が異なることから、廃棄物に含まれる可燃ごみやプラスチックごみ等の割合について必要な調査を行った上で、予測及び評価を行うこと。	組成調査からプラスチックごみ等の割合を算出し、ごみ焼却における温室効果ガスの排出量を予測・評価致しました。予測・評価の結果については、「第9章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 9.9 温室効果ガス等」（p9.9-1 参照）に示すとおりとなります。
	イ 余熱利用（熱供給及び発電）に伴う温室効果ガスの削減量についても算定し、予測及び評価を行うこと。	余熱利用（熱供給及び発電）に伴う温室効果ガスの削減量を予測致しました。予測・評価の結果については、「第9章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 9.9 温室効果ガス」（p9.9-1 参照）に示すとおりとなります。
3 環境保全措置について	(1) 動物 工事期間中に猛禽類（ハヤブサ・チョウゲンボウ等）の営巣が確認された場合について、対応を明示すること。	工事中に営巣が確認された場合の対応は、「第9章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 9.7 動物」（p9.7-1 参照）に示すとおりとなります。
4 事後調査について	(1) 事後調査について 工事期間が約11年間と長期に渡ることから、予測及び評価結果を踏まえた上で、事後調査の必要性や調査期間・頻度等について明示すること。	本事業の事後調査計画については、予測・評価を踏まえ、「第12章 事後調査の計画」（p12-1 参照）に示すとおりとなります。

注：事業者見解に記載の参照のページ番号は本編を示す。

第8章 環境影響評価の調査項目及び調査方法

8.1 環境影響要因の把握

「第2章 対象事業の目的及び概要」において示した事業内容に基づき、環境に影響を及ぼすおそれのある要因を抽出した。

工事中における環境に影響を及ぼすおそれのある要因としては、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事が挙げられる。

また、供用時における環境に影響を及ぼすおそれのある要因としては、施設の存在、施設の稼働、自動車等の走行が挙げられる。

本事業の実施に伴う環境影響要因は、表8.1-1に示すとおりである。

表8.1-1 本事業の実施に伴う環境影響要因

環境影響を及ぼす時期	環境影響要因の区分	環境影響要因
工事中	工事	建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行 造成等の工事
供用時	存在・供用	施設の存在 施設の稼働 自動車等の走行

8.2 調査・予測・評価の項目

調査・予測・評価の項目は、対象事業の特性と周囲の自然的、社会的状況を勘案し、「埼玉県環境影響評価技術指針」に示す「廃棄物処理施設（ごみ処理施設）」の環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表に準拠して選定した。

選定した項目は表8.2-1に示すとおりであり、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、土壌、動物、廃棄物等、温室効果ガス等の9項目を選定した。

表 8.2-1 環境影響要因及び調査・予測・評価の項目との関連表

環境影響評価の項目	影響要因の区分 環境影響要因	工事			存在・供用時			
		建設機械の稼働	資材運搬等の車両の走行	造成等の工事	施設の存在	施設の稼働	自動車等の走行	
環境の良好な状態の保持を旨として調査・予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○		○	×	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物				○		
		浮遊粒子状物質				○	×	
		微小粒子状物質				○	×	
		炭化水素					×	
		粉じん	×	×			×	
		水銀等（水銀及びその化合物）				○		
		その他の大気質に係る有害物質等				○		
	騒音・低周波音	騒音	○	○		○	×	
		低周波音				○		
	振動	○	○		○	×		
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度				○		
		特定悪臭物質				○		
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量				○	
			浮遊物質				○	
			窒素及びリン				○	
			水温					
			水素イオン濃度				○	
			溶存酸素量				○	
			その他の生活環境項目				○	
			健康項目等				○	
		底質	強熱減量					
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量					
	底質に係る有害物質等					○		
	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目						
		河川等の流量、流速及び水位						
		地下水の水位及び水脈						
温泉及び鉱泉								
水象	堤防、水門、ダム等の施設							
	土壌に係る有害物質					○		
地盤	地盤沈下							
地象	土地の安定性							
	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む）				×			
動物	表土の状況及び生産性							
	保全すべき種		○		×	◎		
植物	保全すべき種				×			
	植生及び保全すべき群落				×			
緑の量	緑の量				×			
	生態系	地域を特徴づける生態系	×		×			
人と自然との豊かな生活環境を旨として調査・予測及び評価されるべき項目	景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）				×		
		眺望景観				×		
	自然とのふれあいの場		×		×	×		
	史跡・文化財	指定文化財等				×		
	埋蔵文化財					×		
	日照障害	日影の状況				×		
	電波障害	電波受信状況				×		
	風害	局所的な風の発生状況						
	光害	人工光又は工作物による反射光						
	環境への負荷の程度に評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物			◎	○	
残土								
雨水及び処理水								
温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○			○		
	オゾン層破壊物質					×		
一般環境中の放射性物質について調査・予測及び評価されるべき項目	安全	放射線の量	×	×				

注：表中の記号は以下のとおりとする。

- ：標準的に選定する項目又は事業特性、地域特性により選定する項目のうち、今回選定する項目。
- ×
- ◎：標準的に選定する項目として設定されていないが、今回選定する項目。

8.3 環境影響評価項目の選定理由

本事業における環境影響評価項目として選定した理由を表8.3-1に、選定しなかった理由を表8.3-2に示すとおりである。

表8.3-1(1) 選定した環境影響評価項目及びその理由

項目		環境影響要因		選定した理由
大気質	二酸化窒素 又は窒素酸化物	工事	建設機械の稼働	建設機械の稼働により、二酸化窒素が発生することから、評価項目として選定する。
			資材運搬等の車両の走行	資材運搬等の車両の走行により、二酸化窒素が発生することから、評価項目として選定する。
		存在・供用	施設の稼働	施設の稼働により、煙突排ガスから二酸化窒素が発生することから、評価項目として選定する。
	二酸化硫黄 又は硫黄酸化物	存在・供用	施設の稼働	施設の稼働により、煙突排ガスから二酸化硫黄が発生することから、評価項目として選定する。
	浮遊粒子状物質	存在・供用	施設の稼働	施設の稼働により、煙突排ガスから浮遊粒子状物質が発生することから、評価項目として選定する。
	微小粒子状物質 注	存在・供用	施設の稼働	施設の稼働により、煙突排ガスから微小粒子状物質が発生することから、評価項目として選定する。
	水銀等（水銀及びその化合物）	存在・供用	施設の稼働	施設の稼働により、煙突排ガスから水銀が発生することから、評価項目として選定する。
その他の大気質に係る有害物質等	存在・供用	施設の稼働	施設の稼働により、煙突排ガスからその他有害物質（塩化水素、ダイオキシン類）が発生することから、評価項目として選定する。	
騒音・ 低周波音	騒音	工事	建設機械の稼働	建設機械の稼働により、騒音が発生することから、評価項目として選定する。
			資材運搬等の車両の走行	資材運搬等の車両の走行により、騒音が発生することから、評価項目として選定する。
		存在・供用	施設の稼働	施設の稼働により、騒音が発生することから、評価項目として選定する。
	低周波音	存在・供用	施設の稼働	施設の稼働により、低周波音が発生することから、評価項目として選定する。
振動	振動	工事	建設機械の稼働	建設機械の稼働により、振動が発生することから、評価項目として選定する。
			資材運搬等の車両の走行	資材運搬等の車両の走行により、振動が発生することから、評価項目として選定する。
		存在・供用	施設の稼働	施設の稼働により、振動が発生することから、評価項目として選定する。

注：微小粒子状物質については、発生源からの寄与を定量化する手法が確立されていないため、予測対象物質から除外する。ただし、現況を把握するため現地調査を行うこととする。

表8.3-1(2) 選定した環境影響評価項目及びその理由

項目		環境影響要因		選定した理由	
悪臭	悪臭指数又は臭気の濃度	存在・供用	施設の稼働	施設の稼働により、煙突排ガスや施設からの漏洩により悪臭が発生することから、評価項目として選定する。	
	特定悪臭物質	存在・供用	施設の稼働		
水質	公共水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	存在・供用	施設の稼働	施設の稼働により発生した排水は、公共用水域へ放流するため、評価項目として選定する。
		浮遊物質	存在・供用	施設の稼働	
		窒素及び燐	存在・供用	施設の稼働	
		水素イオン濃度	存在・供用	施設の稼働	
		溶存酸素量	存在・供用	施設の稼働	
		その他の生活環境項目	存在・供用	施設の稼働	
		健康項目等	存在・供用	施設の稼働	
	底質	底質に係る有害物質等	存在・供用	施設の稼働	施設の稼働により発生した排水は、公共用水域へ放流するため、評価項目として選定する。
土壌	土壌に係る有害物質	存在・供用	施設の稼働	施設の稼働により、煙突排ガスからダイオキシン類が排出されることから、評価項目として選定する。	
動物	保全すべき種	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行	本事業はプラント設備の更新であるため、事業による自然環境の大規模な改変はなく、建設機械の稼働や資材等運搬車両の走行による計画地周辺の保全すべき種へ与える影響はほとんどないと想定される。しかしながら、計画地への猛禽類の飛来記録があるため評価項目として選定する。	
		存在・供用	施設の稼働	施設の稼働により発生した排水は、公共用水域へ放流するため、魚類・底生動物に影響が考えられることから、評価項目として選定する。	
廃棄物等	廃棄物	工事	造成等の工事	本事業はプラント設備の更新であるため、工事により、既存施設のプラント設備等の廃棄物が発生することから、評価項目として選定する。	
		存在・供用	施設の稼働	施設の稼働により、廃棄物が発生することから、評価項目として選定する。	
温室効果ガス等	温室効果ガス	工事	建設機械の稼働	建設機械の稼働により、温室効果ガスが発生することから、評価項目として選定する。	
			資材運搬等の車両の走行	資材運搬等の車両の走行により、温室効果ガスが発生することから、評価項目として選定する。	
		存在・供用	施設の稼働	施設の稼働により、温室効果ガスが発生することから、評価項目として選定する。	
			自動車等の走行	自動車等の走行となる廃棄物等運搬車両の走行により、温室効果ガスが発生することから、評価項目として選定する。	

表8.3-2(1) 選定しなかった環境影響評価項目及びその理由

項目		環境影響要因		選定しなかった理由
大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	存在・供用	自動車等の走行	自動車等の走行となる廃棄物等運搬車両の台数については、既存の焼却施設へ搬入している台数と同様であり、自動車等の走行による大気質への影響は現況と同程度であると考えられる。以上のことから、評価項目として選定しない。
	浮遊粒子状物質	存在・供用	自動車等の走行	
	微小粒子状物質	存在・供用	自動車等の走行	
	炭化水素	存在・供用	自動車等の走行	
	粉じん		工事	建設機械の稼働
資材運搬等の車両の走行				
		存在・供用	自動車等の走行	自動車等の走行となる廃棄物等運搬車両の台数については、既存の焼却施設へ搬入している台数と同様であり、自動車等の走行による粉じんの影響は現況と同程度であると考えられる。以上のことから、評価項目として選定しない。
騒音・低周波音	騒音	存在・供用	自動車等の走行	自動車等の走行となる廃棄物等運搬車両の台数については、既存の焼却施設へ搬入している台数と同様であり、自動車等の走行による騒音の影響は現況と同程度であると考えられる。以上のことから、評価項目として選定しない。
振動	振動	存在・供用	自動車等の走行	自動車等の走行となる廃棄物等運搬車両の台数については、既存の焼却施設へ搬入している台数と同様であり、自動車等の走行による振動の影響は現況と同程度であると考えられる。以上のことから、評価項目として選定しない。
地象	地形及び地質	存在・供用	施設の存在	本事業はプラント設備の更新であり、既存の焼却施設を稼働させながら設備の更新を実施していく計画である。そのため、新たに大規模な土地の改変等は行わないことから、地形及び地質への影響は発生しない。以上のことから、評価項目として選定しない。
動物	保全すべき種	存在・供用	施設の存在	本事業はプラント設備の更新であり、既存の焼却施設を稼働させながら設備の更新を実施していく計画である。そのため、新たに大規模な土地の改変等は行わないことから、施設の存在により計画地周辺の保全すべき種への影響は発生しない。以上のことから、評価項目として選定しない。
植物	保全すべき種	存在・供用	施設の存在	本事業はプラント設備の更新であり、既存の焼却施設を稼働させながら設備の更新を実施していく計画である。そのため、新たに大規模な土地の改変等は行わないことから、施設の存在により計画地周辺の保全すべき種等への影響は発生しない。以上のことから、評価項目として選定しない。
	植生及び保全すべき群落	存在・供用	施設の存在	
	緑の量	存在・供用	施設の存在	

表8.3-2(2) 選定しなかった環境影響評価項目及びその理由

項目		環境影響要因		選定しなかった理由
生態系	地域を特徴づける生態系	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行	本事業はプラント設備の更新であるため、事業による自然環境の直接的な変化はなく、建設機械の稼働や資材等運搬車両の走行による計画地周辺の保全すべき種へ与える影響はほとんどないと想定される。以上のことから、評価項目として選定しない。
		存在・供用	施設の存在	本事業はプラント設備の更新であり、既存の焼却施設を稼働させながら設備の更新を実施していく計画である。そのため、新たに大規模な土地の改変等は行わないことから、施設の存在により計画地周辺の生態系への影響は発生しない。以上のことから、評価項目として選定しない。
景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）	存在・供用	施設の存在	本事業はプラント設備の更新であり、既存の焼却施設を稼働させながら設備の更新を実施していく計画である。そのため、新たに大規模な土地の改変等は行わないことから、計画地周辺の景観資源への影響は発生しない。以上のことから、評価項目として選定しない。
	眺望景観	存在・供用	施設の存在	本事業はプラント設備の更新であり、既存の焼却施設を稼働させながら設備の更新を実施していく計画である。そのため、新たな建築物等はなく、眺望景観の変化は生じない。以上のことから、評価項目として選定しない。
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行	本事業はプラント設備の更新であるため、事業による自然環境の直接的な変化はなく資材等運搬車両の走行も既存の道路等からであるため、計画地周辺の自然とのふれあいの場へ与える影響はほとんどないと想定される。以上のことから、評価項目として選定しない。
		存在・供用	施設の存在	本事業はプラント設備の更新であり、既存の焼却施設を稼働させながら設備の更新を実施していく計画である。そのため、新たに大規模な土地の改変等は行わないことから、計画地周辺の自然とのふれあいの場へ与える影響は発生しない。以上のことから、評価項目として選定しない。
			施設の稼働	本事業はプラント設備の更新であり、既存の焼却施設を稼働させながら設備の更新を実施していく計画である。そのため、既存の焼却施設と施設の稼働状況は同様であり、新たに計画地周辺の自然とのふれあいの場へ与える影響は発生しない。以上のことから、評価項目として選定しない。
史跡・文化財	指定文化財等	存在・供用	施設の存在	本事業はプラント設備の更新であり、既存の焼却施設を稼働させながら設備の更新を実施していく計画である。そのため、新たに大規模な土地の改変等は行わないことから、計画地周辺の文化財等への影響は発生しない。以上のことから、評価項目として選定しない。
	埋蔵文化財	存在・供用	施設の存在	

表8.3-2(3) 選定しなかった環境影響評価項目及びその理由

項目		環境影響要因		選定しなかった理由
日照 阻害	日影の状況	存在・ 供用	施設の存在	本事業はプラント設備の更新であり、既存の焼却施設を稼働させながら設備の更新を実施していく計画である。そのため、新たな建築物等はなく、日影の状況に変化は生じない。以上のことから、評価項目として選定しない。
電波 障害	電波受信状況	存在・ 供用	施設の存在	本事業はプラント設備の更新であり、既存の焼却施設を稼働させながら設備の更新を実施していく計画である。そのため、新たな建築物等はなく、電波受信状況に変化は生じない。以上のことから、評価項目として選定しない。
温室効果 ガス等	オゾン層破壊物質	存在・ 供用	施設の稼働	本事業ではフロン等のオゾン層破壊物質を含む廃棄物を処理する計画はないため、フロン等によるオゾン層破壊は発生しない。以上のことから、評価項目として選定しない。
安全	放射線の量	工事	建設機械の稼働	本事業はプラント設備の更新であり、既存の焼却施設を稼働させながら設備の更新を実施していく計画である。そのため、工事の実施により放射線物質の拡散・流出は発生しない。以上のことから、評価項目として選定しない。
			資材運搬等の車両の走行	

8.4 調査方法

環境影響評価項目として選定した項目のうち、現地調査を実施する項目は、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、土壌、動物の7項目である。

各項目の現地調査の概要は表 8.4-1 に示すとおりである。なお、廃棄物等及び温室効果ガス等の2項目については、現地調査は行わず、既存資料により現況把握を行った。

表 8.4-1(1) 各項目の現地調査の概要

環境影響評価項目		調査項目	調査期間・頻度	調査地域・地点
大気質	一般環境大気質	二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、水銀、塩化水素、ダイオキシン類	4季(春、夏、秋、冬)×7日間連続測定	計画地内1地点及び計画地周辺4地点 ※計画地内は二酸化窒素のみ測定
	沿道環境大気質	二酸化窒素		主要道路沿道2地点
	気象	地上気象(風向、風速、気温、湿度、日射量、放射収支量)	1年間連続測定	計画地内1地点
		上層気象(風向、風速、気温)	4季(春、夏、秋、冬)×7日間連続測定	計画地内1地点
騒音・低周波音	騒音	環境騒音レベル (L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} 、 L_{Aeq})	平日1回(24時間測定)	計画地3地点(北方向、東方向、西方向)
		道路交通騒音レベル (L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95} 、 L_{Aeq})		主要道路沿道2地点
	低周波音	低周波音音圧レベル (G特性音圧レベル、1/3オクターブバンド音圧レベル)		計画地2地点 (北方向、東方向)
	道路交通	自動車交通量 (大型車、小型車、自動車二輪車)		主要道路沿道2地点
振動	振動	環境振動レベル (L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90})	平日1回(24時間測定)	計画地3地点(北方向、東方向、西方向) (環境騒音と同地点)
		道路交通振動レベル (L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90})		主要道路沿道2地点(道路交通騒音と同地点)
		地盤卓越振動数	1回	主要道路沿道2地点(道路交通振動と同地点)

表 8.4-1(2) 各項目の現地調査の概要

環境影響評価項目		調査項目	調査期間・頻度	調査地域・地点
悪臭	悪臭	特定悪臭物質 22 項目、臭気指数 (濃度)	1 回 (夏)	計画地周辺 4 地点
水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、窒素及びリン、水素イオン濃度、溶存酸素量、その他の生活環境項目 (大腸菌数)、健康項目、健康項目、ダイオキシン類	4 季 (春、夏、秋、冬) ※健康項目、ダイオキシン類は 2 季 (夏、冬)	新方川 1 地点 (放流口下流)
		底質に係る有害物質等	2 季 (夏、冬)	
	水象の状況	河川流量、流速、水位	4 季 (春、夏、秋、冬)	
		河川等の形状、底質の堆積状況	1 回	
土壌	土壌	環境基準項目、ダイオキシン類	1 回	計画地周辺 4 地点 (一般環境大気質と同地点)
動物	動物	猛禽類	年 5 回 (2~6 月)	計画地及びその周辺 1.5 km の範囲とする。 (定点観察は 4 地点とし、3 地点は 2~6 月、1 地点は 4~6 月に実施した。)
		魚類・底生動物	3 季 (春、夏、秋)	放流口から上下流 200m 程度とする。

第9章 予測及び評価の結果

本事業に係る環境影響評価結果の概要は、表 9-1 に示すとおりである。

環境影響評価の結果、全ての環境影響評価項目について、本事業による工事中及び供用時における周辺環境への影響は、環境の保全のための措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内のできる限り低減が図られており、整合を図るべき基準等との整合も図られるものと評価する。

表 9-1(1) 環境影響評価結果の概要

予測結果・評価の概要			
大 気 質	<p>【建設機械の稼働に伴う大気質への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることによって、周辺の大気質への影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械については、排出ガス対策型の使用に努める。 ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・建設機械の集中稼働をしないような工事計画とするよう努める。 ・建設機械の整備・点検を適切に実施する。 <p>したがって、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は、実行可能な範囲内のできる限り低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>建設機械からの最大付加濃度出現地点における将来予測濃度は、二酸化窒素が0.045ppm（日平均値の年間98%値）であり、整合を図るべき基準等を下回っている。したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。</p>		
	<p>建設機械の稼働に伴う大気質の評価</p>		
	項目	将来予測濃度	
	年平均値	日平均値	
二酸化窒素（ppm）	0.02141	0.045	0.04ppm～0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下
<p>注1：将来予測濃度は、建設機械からの最大付加濃度出現地点における予測結果を示す。</p> <p>注2：日平均値は年間98%値を示す。</p>			

表 9-1 (2) 環境影響評価結果の概要

		予測結果・評価の概要		
大 気 質	【資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響】			
	(1) 影響の回避・低減の観点			
	工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、周辺の大気質への影響の低減に努める。			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資材運搬等の車両については、排出ガス規制適合車を使用する。 ・ 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 ・ 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう計画的かつ効率的な運行管理に努める。 			
	したがって、資材運搬等の車両の走行に伴う大気質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。			
	(2) 基準、目標等との整合の観点			
	資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の将来予測濃度は、二酸化窒素が 0.026～0.027ppm（日平均値の年間98%値）であり、整合を図るべき基準等を下回っている。			
	したがって、整合を図るべき基準等との整合が図られているものと評価する。			
	資材運搬等の車両の走行に伴う大気質の評価（二酸化窒素）			
	単位：ppm			
		将来予測濃度		整合を図るべき基準等
予測地点		年平均値	日平均値 (年間98%値)	
D1	入方向	0.010088	0.027	0.04～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下
	出方向	0.009890	0.027	
D2	入方向	0.009524	0.026	
	出方向	0.009472	0.026	
【施設の稼働に伴う大気質への影響】				
(1) 影響の回避・低減の観点				
供用時にあたっては、以下の措置を講じることで、周辺の大気質への影響の低減に努める。				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に規定する規制基準を遵守するとともに、自主規制値を設定し、モニタリングを実施する。 ・ 排出ガス処理施設を設置し、適正な運転・管理を行う。 ・ ガス量の変動ならびにダスト払い落とし時のばいじん量の変動に対しても、十分追従できる高性能のバグフィルターを使用する。 				

表 9-1 (3) 環境影響評価結果の概要

予測結果・評価の概要																																		
大気質	<ul style="list-style-type: none"> ・バグフィルター入口の煙道部に消石灰ならびに反応助剤を空気圧噴射することにより、排ガス中の塩化水素、硫黄酸化物を除去する。 ・バグフィルター入口の煙道に吹き込む活性炭により、排ガス中の水銀を低減する。 ・排ガス中のダイオキシン類は、炉内での発生を抑制した上で、バグフィルター入口の煙道部に吹き込んだ活性炭へ吸着させ、さらに反応助剤の添加によってバグフィルターで効率的に除去する。 <p>したがって、施設の稼働に伴う大気質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>長期平均濃度について、二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.026ppm、二酸化硫黄の日平均値の2%除外値は0.003ppm、浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は0.040mg/m³、水銀の年平均は0.004242μg/m³、ダイオキシン類の年平均値は0.012161pg-TEQ/m³、であり評価基準との整合性は図られている。</p> <p>また、短期平均濃度について、二酸化窒素は0.06032ppm、二酸化硫黄は0.01299ppm、浮遊粒子状物質は0.06650mg/m³、塩化水素は0.01249ppmであり評価基準との整合性は図られている。</p> <p>以上のことから施設の稼働に伴う大気質の評価基準との整合性は図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う大気質の評価結果（長期平均濃度）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>物質名</th> <th>予測結果（最大値）</th> <th>整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.026</td> <td>日平均値の年間98%値が0.06以下</td> </tr> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.003</td> <td>日平均値の年間2%除外値が0.04以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.040</td> <td>日平均値の2%除外値が0.10以下</td> </tr> <tr> <td>水銀 (μg/m³)</td> <td>0.004242</td> <td>年平均値：0.04以下</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類 (pg-TEQ/m³)</td> <td>0.012161</td> <td>年平均値：0.6以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：予測結果の日平均値は二酸化硫黄、浮遊粒子状物質については日平均値の2%除外値、二酸化窒素については、日平均値の98%値に換算後の値である。ダイオキシン類、水銀については年平均値とする。</p> <p style="text-align: center;">施設の稼働に伴う大気質の評価結果(短期平均濃度)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>物質名</th> <th>予測結果</th> <th>整合を図るべき基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.06032</td> <td>1時間値：0.1から0.2以下</td> </tr> <tr> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.01299</td> <td>1時間値：0.1以下</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.06650</td> <td>1時間値：0.20以下</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>0.01249</td> <td>1時間値：0.02以下</td> </tr> </tbody> </table>	物質名	予測結果（最大値）	整合を図るべき基準等	二酸化窒素 (ppm)	0.026	日平均値の年間98%値が0.06以下	二酸化硫黄 (ppm)	0.003	日平均値の年間2%除外値が0.04以下	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.040	日平均値の2%除外値が0.10以下	水銀 (μg/m ³)	0.004242	年平均値：0.04以下	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.012161	年平均値：0.6以下	物質名	予測結果	整合を図るべき基準等	二酸化窒素 (ppm)	0.06032	1時間値：0.1から0.2以下	二酸化硫黄 (ppm)	0.01299	1時間値：0.1以下	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.06650	1時間値：0.20以下	塩化水素 (ppm)	0.01249	1時間値：0.02以下
	物質名	予測結果（最大値）	整合を図るべき基準等																															
	二酸化窒素 (ppm)	0.026	日平均値の年間98%値が0.06以下																															
	二酸化硫黄 (ppm)	0.003	日平均値の年間2%除外値が0.04以下																															
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.040	日平均値の2%除外値が0.10以下																															
	水銀 (μg/m ³)	0.004242	年平均値：0.04以下																															
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.012161	年平均値：0.6以下																															
	物質名	予測結果	整合を図るべき基準等																															
	二酸化窒素 (ppm)	0.06032	1時間値：0.1から0.2以下																															
	二酸化硫黄 (ppm)	0.01299	1時間値：0.1以下																															
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.06650	1時間値：0.20以下																																
塩化水素 (ppm)	0.01249	1時間値：0.02以下																																

表 9-1(4) 環境影響評価結果の概要

予測結果・評価の概要							
騒音・低周波音	<p>【建設機械の稼働に伴う騒音】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、騒音の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械については、低騒音型の使用に努める。 ・建設機械のアイドルリングストップを徹底する。 ・建設機械の集中稼働をしないような工事計画とするよう努める。 ・建設機械の整備・点検を適切に実施する。 ・近隣への工事騒音の影響を軽減させるため、必要に応じて仮囲い等の設置を行う。 <p>したがって、建設機械の稼働に伴う騒音は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>敷地境界上最大値出現地点における建設作業騒音レベルは、68 デシベルであり、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">建設機械の稼働に伴う騒音の評価（敷地境界）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測結果（デシベル）</th> <th>整合を図るべき基準等（デシベル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界上最大値出現地点</td> <td style="text-align: center;">68</td> <td style="text-align: center;">85</td> </tr> </tbody> </table> <p>【資材運搬等の車両の走行に伴う騒音】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、騒音の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等の車両のアイドルリングストップを徹底する。 ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両の整備・点検を適切に実施する。 <p>したがって、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p>	予測地点	予測結果（デシベル）	整合を図るべき基準等（デシベル）	敷地境界上最大値出現地点	68	85
	予測地点	予測結果（デシベル）	整合を図るべき基準等（デシベル）				
敷地境界上最大値出現地点	68	85					

表 9-1 (5) 環境影響評価結果の概要

予測結果・評価の概要																																							
<p>【資材運搬等の車両の走行に伴う騒音】</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>資材運搬等の車両が走行する工事中の交通量による騒音レベルは、63 デシベル～65 デシベルであり、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の評価 (L_{Aeq})</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">予測地点</th> <th rowspan="3"></th> <th colspan="3">予測結果 (L_{Aeq}) (デシベル)</th> <th rowspan="3">整合を図るべき基準等 (デシベル)</th> </tr> <tr> <th>現況交通量による等価騒音レベル</th> <th>資材運搬等の車両の走行に伴う増加量</th> <th>工事中交通量による等価騒音レベル</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>A + B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">D1</td> <td>入方向</td> <td>65 (64.9)</td> <td>0.0</td> <td>65 (64.9)</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>出方向※</td> <td>63 (62.6)</td> <td>0.1</td> <td>63 (62.7)</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">D1</td> <td>入方向</td> <td>64 (64.1)</td> <td>0.2</td> <td>64 (64.3)</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>出方向※</td> <td>64 (64.2)</td> <td>0.2</td> <td>64 (64.4)</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1：現況交通量による等価騒音レベルは、各地点における平日の現地調査結果とした。 注2：方向欄の「※」は、道路交通騒音の現地調査を実施している方向を示す。 注3：現地調査を実施していない方向の現況交通量による等価騒音レベルは、現地調査結果を基に計算から求めた現況値である。 注4：等価騒音レベルは、昼間（6～22時）の等価騒音レベルである。</p> <p>【施設の稼働に伴う騒音への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>施設の稼働にあたっては、以下の措置を講じることで、騒音の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備機器は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を採用する。 ・各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 ・「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に規定する規制基準を遵守するとともに、モニタリングを実施する。 ・著しい騒音が発生する機器は、内壁に吸音材を施工する等、防音対策を施した室内に設置する。また、必要に応じて防音カバー等を設置する。 <p>したがって、施設の稼働に伴う騒音は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>施設の稼働に伴う騒音の影響に関する予測結果は、現地調査結果と同等又はそれ以下となった。現地調査結果は、規制基準（整合を図るべき基準）を満たしていた。</p> <p>以上より、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p>						予測地点		予測結果 (L _{Aeq}) (デシベル)			整合を図るべき基準等 (デシベル)	現況交通量による等価騒音レベル	資材運搬等の車両の走行に伴う増加量	工事中交通量による等価騒音レベル	A	B	A + B	D1	入方向	65 (64.9)	0.0	65 (64.9)	65	出方向※	63 (62.6)	0.1	63 (62.7)	65	D1	入方向	64 (64.1)	0.2	64 (64.3)	65	出方向※	64 (64.2)	0.2	64 (64.4)	65
予測地点		予測結果 (L _{Aeq}) (デシベル)			整合を図るべき基準等 (デシベル)																																		
		現況交通量による等価騒音レベル	資材運搬等の車両の走行に伴う増加量	工事中交通量による等価騒音レベル																																			
		A	B	A + B																																			
D1	入方向	65 (64.9)	0.0	65 (64.9)	65																																		
	出方向※	63 (62.6)	0.1	63 (62.7)	65																																		
D1	入方向	64 (64.1)	0.2	64 (64.3)	65																																		
	出方向※	64 (64.2)	0.2	64 (64.4)	65																																		

騒音・低周波音

表 9-1(6) 環境影響評価結果の概要

予測結果・評価の概要							
騒音・低周波音	<p>【施設の稼働に伴う低周波音】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>施設の稼働にあたっては、以下の措置を講じることで、低周波音の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各設備機器の堅固な取り付け、適正な維持・管理を行い、低周波音の発生防止に努める。 <p>したがって、施設の稼働に伴う低周波音は、実行可能な範囲内でできる限り低減されているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>施設の稼働に伴う低周波音の影響に関する予測結果は、現地調査結果と同等又はそれ以下となった。現地調査結果は、低周波音の感覚閾値・心理的影響・物理的影響の指標（整合を図るべき基準）を満たしていた。</p> <p>以上より、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p>						
振動	<p>【建設機械の稼働に伴う振動】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、振動の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械については、低振動型の使用に努める。 ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・建設機械の集中稼働をしないような工事計画とするよう努める。 ・建設機械の整備・点検を適切に実施する。 <p>したがって、建設機械の稼働に伴う振動は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>敷地境界最大値出現地点における建設作業振動レベルは、59 デシベルであり、整合を図るべき基準等を満足している。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p> <p style="text-align: center;">建設機械の稼働に伴う振動の評価（敷地境界）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>予測地点</th> <th>予測結果（デシベル）</th> <th>整合を図るべき基準等（デシベル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷地境界上 最大値出現地点</td> <td style="text-align: center;">59</td> <td style="text-align: center;">75</td> </tr> </tbody> </table>	予測地点	予測結果（デシベル）	整合を図るべき基準等（デシベル）	敷地境界上 最大値出現地点	59	75
予測地点	予測結果（デシベル）	整合を図るべき基準等（デシベル）					
敷地境界上 最大値出現地点	59	75					

表 9-1(7) 環境影響評価結果の概要

予測結果・評価の概要								
振動	【資材運搬等の車両の走行に伴う振動】							
	(1) 影響の回避・低減の観点							
	工事の実施にあたっては、以下の措置を講じることで、振動の低減に努める。							
	<ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両の整備・点検を適切に実施する。 							
	したがって、資材運搬等の車両の走行に伴う振動は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。							
	(2) 基準、目標等との整合の観点							
	資材運搬等の車両の走行に伴う振動レベルは、全ての予測地点において、整合を図るべき基準等を満足している。							
	したがって、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。							
	資材運搬等の車両の走行に伴う振動の評価 (L₁₀)							
	予測地点		時間区分	予測時間帯	予測結果 (L ₁₀) (デシベル)			整合を図るべき基準等 (デシベル)
現況交通量による振動レベル					資材運搬等の車両の走行に伴う増加量	工事中交通量による振動レベル		
				A	B	A + B		
D1	入方向	昼間	11時台	47 (46.7)	0.2	47 (46.9)	65	
	出方向※			45 (44.7)	0.2	45 (44.9)	65	
	入方向	夜間	7時台	47 (46.7)	0.1	47 (46.8)	60	
	出方向※			45 (44.7)	0.1	45 (44.8)	60	
D2	入方向	昼間	10時台	39 (39.4)	0.3	40 (39.7)	65	
	出方向※			39 (39.4)	0.3	40 (39.7)	65	
	入方向	夜間	7時台	35 (35.1)	0.5	36 (35.6)	60	
	出方向※			35 (35.1)	0.5	36 (35.6)	60	
注1：時間区分：昼間8時～19時、夜間19時～8時								
注2：予測時間帯は、各時間区分で資材運搬等の車両の走行時の振動レベルが最大となる時間帯とした。								
注3：方向欄の「※」は、道路交通振動の現地調査を実施している方向を示す。								
注4：現地調査を実施していない方向の現況交通量による振動レベルは、現地調査結果を基に計算から求めた現況値である。								

表 9-1 (8) 環境影響評価結果の概要

予測結果・評価の概要	
振 動	<p>【施設の稼働に伴う振動】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>施設の稼働にあたっては、以下の措置を講じることで、振動の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備機器は実行可能な範囲で、低振動型の機種を採用する。 ・特に振動の発生が想定される設備機器は、振動の伝播を防止する装置等を設置する。 ・各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 ・「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に規定する規制基準を遵守するとともに、モニタリングを実施する。 <p>したがって、施設の稼働に伴う振動は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>施設の稼働に伴う振動の影響の予測結果は、現地調査結果（昼間 25 デシベル未満～31 デシベル、夜間 25 デシベル未満～30 デシベル）と同等又はそれ以下となった。現地調査結果は、規制基準（整合を図るべき基準）を満たしていた。</p> <p>以上より、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p>
悪 臭	<p>【施設の稼働に伴う悪臭】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>施設の稼働にあたっては、以下の措置を講じることで、悪臭の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臭気が発生しやすい場所は密閉構造とし、内部を負圧にし、臭気の漏えいを防ぐ。 ・プラットホーム出入扉にはエアカーテンを設置する。 ・プラットホーム及び敷地内道路は定期的に清掃するとともに、必要に応じてプラットホーム及びごみピット内への消臭剤散布により悪臭防止に努める。 <p>したがって、施設の稼働に伴う悪臭は、実行可能な範囲内でできる限り低減が図られているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>煙突からの排ガスによる予測結果及び施設の稼働に伴う悪臭の漏洩の予測結果は、いずれも臭気指数 10 未満であった。</p> <p>臭気指数 10 は、臭気強度 2.5 相当であり、臭気強度 2.5 は、特定悪臭物質の規制基準（A 区域）相当である。</p> <p>※臭気強度と臭気指数の関係は「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づくものとする。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等との整合は図られていると評価する。</p>

表 9-1 (9) 環境影響評価結果の概要

予測結果・評価の概要	
水質	<p>【施設の稼働に伴う水質への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>施設の稼働にあたっては、以下の措置を講じることで、水質への影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働に伴う排水は、「水質汚濁防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」において規定される排水基準を遵守するとともに、モニタリングを実施する。 <p>したがって、施設の稼働に伴う水質への影響は、実行可能な範囲でできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>予測結果より、施設の稼働に伴い発生する排水は、現況と同程度が維持されると予測された。排水先である新方川の現地調査結果は、ダイオキシン類を除き環境基準を下回っていることや、ダイオキシン類においても、対象施設からの排水濃度は排水基準値及び環境基準値を大きく下回ることから、現況を悪化させるものではないため、いずれも整合を図るべき基準等を満足すると考えられる。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られているものと評価する。</p> <p>【施設の稼働に伴う底質への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>施設の稼働にあたっては、以下の措置を講じることで、底質への影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働に伴う排水は、「水質汚濁防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」において規定される排水基準を遵守するとともに、モニタリングを実施する。 <p>したがって、施設の稼働に伴う底質への影響は、実行可能な範囲でできる限り低減が図られていると評価する。</p>

表 9-1(10) 環境影響評価結果の概要

予測結果・評価の概要	
土 壌	<p>【施設の稼働に伴う土壌への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>供用時にあたっては、以下の措置を講じることで、施設の稼働に伴う土壌への影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働に伴い発生する排ガスは、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「埼玉県生活環境保全条例」において規定される規制基準を遵守する。 ・排ガス処理設備を適切に運転・管理を行うことで、排ガス中の大気汚染物質の捕集、除去を行い土壌への沈降、蓄積による汚染の防止に努める。 ・灰等の車両への積込みは、場外に飛散させないために施設建屋内で行う。 ・灰等の運搬にあたっては、飛散や流出防止対策を施した運搬車両を使用する。 <p>したがって、施設の稼働に伴う土壌への影響は、実行可能な範囲でできる限り低減が図られていると評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>現況の土壌状況は整合を図るべき基準等の値を下回っており、予測結果より、土壌中の現況濃度を著しく悪化させるものではないと考えられることから、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られていると評価する。</p>

表 9-1(11) 環境影響評価結果の概要

	予測結果・評価の概要
動物	<p>【工事の実施による動物への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>工事の実施にあたっては、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行に伴う保全すべき種の生息環境の質的变化が生じる可能性がある。このため、以下の措置を講じることで、保全すべき種への影響の低減に努める。</p> <p>【事業計画上で実施する環境保全措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械については、低騒音型・低振動型の使用に努める。 ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・建設機械の集中稼働をしないような工事計画とするよう努める。 ・建設機械の整備・点検を適切に実施する。 ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 ・資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 ・資材運搬等の車両の整備・点検を適切に実施する。 <p>一方、計画地内で繁殖が確認されたハヤブサについては、上記の措置のみでは影響を十分に低減することが困難であると予測された。このため、本種に対しては以下の追加措置を講じることで、さらなる影響の低減に努める。</p> <p>【予測結果から追加で実施する環境保全措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハヤブサの営巣地近辺に仮設の足場を設置する場合は、一時的に本種の営巣地への出入りが困難になる可能性があるため、当該作業を本種の非繁殖期に実施する。 ・ハヤブサの繁殖期（2月～6月）において、工事開始時に段階的に稼働時間を増やす等のコンディショニングを実施する。 <p>以上により、工事の実施による動物（猛禽類）への影響は、事業者により実行可能な範囲内で、できる限り低減されていると評価する。</p> <p>【施設の稼働による動物への影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>施設の稼働にあたっては、本事業における排水計画が既存の第一工場と同様の計画であることから、供用時における放流先の水環境は現況と同程度に維持されると予測される。また、保全すべき種であるジュズカケハゼを含む魚類及び底生動物への影響については、以下の措置を講じることで、影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働に伴う排水は、「水質汚濁防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」において規定される排水基準を遵守するとともに、モニタリングを実施する。 <p>以上により、施設の稼働による動物（魚類・底生動物）への影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されていると評価する。</p>

表 9-1(12) 環境影響評価結果の概要

	予測結果・評価の概要
廃棄物等	<p>【造成等の工事に伴う廃棄物の影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>造成等の工事に伴う廃棄物について、以下の措置を講じることで排出抑制に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴い発生する廃棄物は、発生抑制、再利用、再資源化を促進する。 ・再利用・再資源化できない廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施する。 ・既存施設の改修工事において、新たに特別管理産業廃棄物（飛散性アスベスト・PCB等）が発生された場合は、適切に処理・処分するとともに、その事実をマニフェストにて確認する。 <p>したがって、造成等の工事に伴う廃棄物は、実行可能な範囲内でできる限り排出抑制がなされているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>本事業では、廃棄物の発生抑制、再資源化を推進し、再利用・再資源化が困難なものについては関係法令等を遵守して、適切な処理・処分を行うことから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月法律第137号）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月法律第104号）における事業者の責務、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月法律第104号）における建設業を営む者の責務できると考える。</p> <p>以上より、造成等の工事に伴う廃棄物の影響は、整合を図るべき目標等との整合が図られていると評価する。</p> <p>【施設の稼働に伴う廃棄物の影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>施設の稼働に伴う廃棄物等について、以下の措置を講じることで排出抑制に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係法令等を遵守し、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。 <p>したがって、施設の稼働に伴う廃棄物、実行可能な範囲内でできる限り排出抑制がなされているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>本事業では、関係法令等を遵守し、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化の向上に努めることから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月法律第137号）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年、法律第48号）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月法律第104号）における事業者の責務等を遵守できると考える。</p> <p>以上より、施設の稼働に伴う廃棄物等の影響の予測結果は、整合を図るべき目標等との整合が図られていると評価する。</p>

表 9-1(13) 環境影響評価結果の概要

予測結果・評価の概要	
温室効果ガス等	<p>【建設機械の稼働に伴う温室効果ガス等の影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>建設機械の稼働に伴う温室効果ガス等について、以下の措置を講じることで排出抑制に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械のアイドリングストップを徹底する。 ・建設機械は、計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 ・建設機械は、低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械の使用に努める。 ・建設機械の整備、点検を徹底する。 <p>したがって、建設機械の稼働に伴う温室効果ガス等の排出抑制は、実行可能な範囲内のできる限りなされているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>本事業においては、建設機械のアイドリングストップを徹底することにより、建設機械の稼働に伴う二酸化炭素の排出量を削減するとともに、その他の環境保全措置の実施により、実行可能な範囲内のできる限り排出抑制に努める。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等である「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)における事業者の責務、「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日、閣議決定)における省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進、「越谷市環境管理計画(2021～2030年度)」(令和3年4月)における「基本目標I 脱炭素社会の構築」との整合が図られていると評価する。</p>
	<p>【資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス等の影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス等について、以下の措置を講じることで排出抑制に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運用計画を検討し、搬出入が集中しないよう努める。 ・資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 ・資材運搬等の車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空ふかしは行わないよう徹底する。 ・資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。 <p>したがって、資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガス等の排出抑制は、実行可能な範囲内のできる限りなされているものと評価する。</p>

表 9-1(14) 環境影響評価結果の概要

予測結果・評価の概要	
温室効果ガス等	<p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>本事業においては、資材運搬等の車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空ふかしは行わないよう徹底すること等により、資材運搬等の車両の走行に伴う二酸化炭素の排出量を削減するとともに、その他の環境保全措置の実施により、実行可能な範囲内でできる限り排出抑制に努める。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等である「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)における事業者の責務、「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)改正版」(令和5年3月、埼玉県)の運輸・物流の低炭素化、「環境行動計画」(令和4年3月、吉川市)における事業者に期待する取組みとの整合が図られていると評価する。</p> <p>【施設の稼働に伴う温室効果ガス等の影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>施設の稼働に伴う温室効果ガス等について、以下の措置を講じることで排出抑制に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施し、温室効果ガスの削減に努める。 ・廃棄物焼却の熱を利用した高効率の発電を行い、発電した電力は施設で利用し、余剰電力は売電することで、二酸化炭素の削減を図る。 ・ごみ焼却により発生した熱は、タービンから抽気された蒸気で熱交換器により温水をつくり、周辺施設に熱供給する。 <p>したがって、施設の稼働に伴う温室効果ガス等の排出抑制は、実行可能な範囲内でできる限りなされているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>本事業においては、各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施し、温室効果ガスの削減に努める等の実施により、施設の稼働に伴う二酸化炭素の排出量を削減するとともに、その他の環境保全措置の実施により、実行可能な範囲内でできる限り排出抑制に努める。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等である「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年、法律第117号)における事業者の責務、「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日、閣議決定)における省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進、「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)改正版」(令和5年3月、埼玉県)における部門別の削減見込み及び緑地の創出、「越谷市環境管理計画(2021~2030年度)」(令和4年3月)における基本目標I 脱炭素社会の構築との整合が図られていると評価する。</p>

表 9-1(15) 環境影響評価結果の概要

予測結果・評価の概要	
温室効果ガス等	<p>【自動車交通の発生に伴う温室効果ガス等の影響】</p> <p>(1) 影響の回避・低減の観点</p> <p>自動車交通の発生に伴う温室効果ガス等の影響について、以下の措置を講じることで周辺環境への影響の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物等運搬車両の計画的かつ効率的な運用計画を検討し、搬出入が集中しないよう努める。 ・ 廃棄物等運搬車両のアイドリングストップを徹底する。 ・ 廃棄物等運搬車両の走行時には、交通法規を遵守し、不必要な空ふかしは行わないよう徹底する。 ・ 廃棄物等運搬車両の整備、点検を徹底する。 <p>したがって、自動車交通の発生に伴う温室効果ガス等の排出抑制は、実行可能な範囲内でできる限りなされているものと評価する。</p> <p>(2) 基準、目標等との整合の観点</p> <p>本事業においては、廃棄物等運搬車両の計画的かつ効率的な運用計画を検討し、搬出入が集中しないよう努めること等の実施により、廃棄物等運搬車両の走行に伴う二酸化炭素の排出量を削減するとともに、その他の環境保全措置の実施により、実行可能な範囲内でできる限り排出抑制に努める。</p> <p>したがって、整合を図るべき基準等である「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年、法律第 117 号）における事業者の責務、「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第 2 期）改正版」（令和 5 年 3 月、埼玉県）における部門別の削減見込み、電動車、低燃費車の普及促進及び運輸・物流の低炭素化、「環境行動計画」（令和 4 年 3 月、吉川市）における事業者に期待する取組みとの整合が図られていると評価する。</p>

第10章 環境の保全のための措置

10.1 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置

10.1.1 環境の保全のための措置の検討

予測及び評価に際して講ずることとした環境影響評価の項目ごとの環境の保全のための措置の一覧は、次頁以降に示すとおりである。本事業では、事業者の実行可能な範囲で環境への影響が回避または低減できると考える。環境の保全のための措置については、事業者である東埼玉資源環境組合が主体となり、実施・管理を講じていくこととする。

10.1.2 環境の保全のための措置

予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置は、表 10.1-1 に示すとおりである。

表10. 1-1 (1) 環境の保全のための措置の検討結果及びその効果の確実性

項目	環境影響要因	影響	環境の保全のための措置	措置の区分	理由	効果の確実性
大気質	建設機械の稼働	排ガスの排出	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械については、排出ガス対策型の機種の使用に努める。 建設機械のアイドリングストップを徹底する。 建設機械の集中稼働をしないような工事計画とするよう努める。 建設機械の整備、点検を徹底する。 	低減	建設機械の排ガスによる影響を低減する。	○
	資材運搬等の車両の走行	排ガスの排出	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両については、排出ガス規制適合車を使用する。 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 資材運搬等の車両による搬入が一時的に集中しないよう計画的かつ効率的な運行管理に努める。 	低減	資材運搬等の車両の排ガスによる影響を低減する。	○
	施設の稼働	排ガスの排出	<ul style="list-style-type: none"> 「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に規定する規制基準を遵守するとともに、自主規制値を設定し、モニタリングを実施する。 排出ガス処理施設を設置し、適正な運転・管理を行う。 ガス量の変動ならびにダスト払い落とし時のばいじん量の変動に対しても、十分追従できる高性能のバグフィルターを使用する。 バグフィルター入口の煙道部に消石灰ならびに反応助剤を空気圧噴射することにより、排ガス中の塩化水素、硫酸化物を除去する。 バグフィルター入口の煙道に吹き込む活性炭により、排ガス中の水銀を低減する。 排ガス中のダイオキシン類は、炉内での発生を抑制した上で、バグフィルター入口の煙道部に吹き込んだ活性炭へ吸着させ、さらに反応助剤の添加によってバグフィルターで効率的に除去する。 	低減	施設からの排ガスによる影響を低減する。	○
騒音・低周波音	建設機械の稼働	騒音の発生	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械については、低騒音型の使用に努める。 建設機械のアイドリングストップを徹底する。 建設機械の集中稼働をしないような工事計画とするよう努める。 建設機械の整備・点検を適切に実施する。 近隣への工事騒音の影響を軽減させるため、必要に応じて仮囲い等の設置を行う。 	低減	建設機械による騒音を低減する。	○
	資材運搬等の車両の走行	騒音の発生	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 資材運搬等の車両による搬入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 資材運搬等の車両の整備・点検を適切に実施する。 	低減	資材運搬等の車両による騒音を低減する。	○
	施設の稼働	騒音の発生	<ul style="list-style-type: none"> 設備機器は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を採用する。 各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に規定する規制基準を遵守するとともに、モニタリングを実施する。 著しい騒音が発生する機器は、内壁に吸音材を施工する等、防音対策を施した室内に設置する。また、必要に応じて防音カバー等を設置する。 	低減	施設からの騒音を低減する。	○
	施設の稼働	低周波音の発生	<ul style="list-style-type: none"> 各設備機器の堅固な取り付け、適正な維持・管理を行い、低周波音の発生防止に努めるよう指導する。 	低減	施設からの低周波音を低減する。	○

注：効果の不確実性は、以下に示すとおり。

○：保全措置の効果に不確実性を伴わない。 △：保全措置の効果に不確実性を伴う。

表10. 1-1 (2) 環境の保全のための措置の検討結果及びその効果の確実性

項目	環境影響要因	影響	環境の保全のための措置	措置の区分	理由	効果の確実性
振動	建設機械の稼働	振動の発生	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械については、低振動型の使用に努める。 建設機械のアイドルングストップを徹底する。 建設機械の集中稼働をしないような工事計画とするよう努める。 建設機械の整備・点検を適切に実施する。 	低減	建設機械による振動を低減する。	○
	資材運搬等の車両の走行	振動の発生	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両のアイドルングストップを徹底する。 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 資材運搬等の車両の整備・点検を適切に実施する。 	低減	資材運搬等の車両による振動を低減する。	○
	施設の稼働	振動の発生	<ul style="list-style-type: none"> 設備機器は実行可能な範囲で、低振動型の機種を採用する。 特に振動の発生が想定される設備機器は、振動の伝播を防止する装置等を設置する。 各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に規定する規制基準を遵守するとともに、モニタリングを実施する。 	低減	施設からの振動を低減する。	○
悪臭	施設の稼働	悪臭の発生	<ul style="list-style-type: none"> 臭気が発生しやすい場所は密閉構造とし、内部を負圧にし、臭気の漏えいを防ぐ。 プラットフォーム出入扉にはエアカーテンを設置する。 プラットフォーム及び敷地内道路は定期的に清掃するとともに、必要に応じてプラットフォーム及びゴミピット内への消臭剤散布により悪臭防止に努める。 	低減	施設からの悪臭を低減する。	○
水質	施設の稼働	汚水排水の発生	<ul style="list-style-type: none"> 施設の稼働に伴う排水は、「水質汚濁防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」において規定される排水基準を遵守するとともに、モニタリングを実施する。 	低減	汚水排水の発生を低減する。	○
土壌	施設の稼働	排ガスの発生	<ul style="list-style-type: none"> 施設の稼働に伴い発生する排ガスは、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「埼玉県生活環境保全条例」において規定される規制基準を遵守する。 排ガス処理設備を適切に運転・管理を行うことで、排ガス中の大気汚染物質の捕集、除去を行い土壌への沈降、蓄積による汚染の防止に努める。 灰等の車両への積込みは、場外に飛散させないために施設建屋内で行う。 灰等の運搬にあたっては、飛散や流出防止対策を施した運搬車両を使用する。 	低減	施設からの排ガスによる影響を低減する。	○

注：効果の不確実性は、以下に示すとおり。

○：保全措置の効果に不確実性を伴わない。 △：保全措置の効果に不確実性を伴う。

表10. 1-1 (3) 環境の保全のための措置の検討結果及びその効果の確実性

項目	環境影響要因	影響	環境の保全のための措置	措置の区分	理由	効果の確実性
動物	工事の実施（建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行）	猛禽類の保全すべき種及びその生息環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械については、低騒音型・低振動型の使用に努める。 建設機械のアイドリングストップを徹底する。 建設機械の集中稼働をしないような工事計画とするよう努める。 建設機械の整備・点検を適切に実施する。 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める。 資材運搬等の車両の整備・点検を適切に実施する。 	低減	猛禽類への騒音・振動の影響を低減する。	○
		ハヤブサの繁殖活動等への影響	<ul style="list-style-type: none"> ハヤブサの営巣地近辺に仮設の足場を設置する場合は、一時的に本種の営巣地への出入りが困難になる可能性があるため、当該作業を本種の非繁殖期に実施する。 	低減	ハヤブサの繁殖活動等への影響を低減する。	○
			<ul style="list-style-type: none"> ハヤブサの繁殖期（2月～6月）において、工事開始時に段階的に稼働時間を増やす等のコンディショニングを実施する。 	低減	ハヤブサの繁殖活動等への影響を低減する。	△
	施設の稼働	魚類・底生動物の保全すべき種及びその生息環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> 施設の稼働に伴う排水は、「水質汚濁防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」において規定される排水基準を遵守するとともに、モニタリングを実施する。 	低減	魚類・底生動物への影響を低減する。	○
廃棄物	造成等の工事	廃棄物の発生	<ul style="list-style-type: none"> 工事に伴い発生する廃棄物は、発生の抑制、再利用、再資源化を促進する。 再利用・再資源化できない廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施する。 既存施設の改修工事において、新たに特別管理産業廃棄物（飛散性アスベスト・PCB等）が発生された場合は、適切に処理・処分するとともに、その事実をマニフェストにて確認する。 	低減	廃棄物の排出を抑制する。	○
	施設の稼働	廃棄物の発生	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令等を遵守し、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。 	低減	廃棄物の排出を抑制する。	○

注：効果の不確実性は、以下に示すとおり。

○：保全措置の効果に不確実性を伴わない。 △：保全措置の効果に不確実性を伴う。

表10. 1-1 (4) 環境の保全のための措置の検討結果及びその効果の確実性

項目	環境影響要因	影響	環境の保全のための措置	措置の区分	理由	効果の確実性
温室効果ガス等	建設機械の稼働	温室効果ガスの排出	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械のアイドリングストップを徹底する。 建設機械は、計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。 建設機械は、低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械の使用に努める。 建設機械の整備、点検を徹底する。 	低減	温室効果ガスの排出を抑制する。	○
	資材運搬等の車両の走行	温室効果ガスの排出	<ul style="list-style-type: none"> 資材運搬等の車両の計画的かつ効率的な運用計画を検討し、搬出入が集中しないよう努める。 資材運搬等の車両のアイドリングストップを徹底する。 資材運搬等の車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空ふかしは行わないよう徹底する。 資材運搬等の車両の整備、点検を徹底する。 	低減	温室効果ガスの排出を抑制する。	○
	施設の稼働	温室効果ガスの排出	<ul style="list-style-type: none"> 各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施し、温室効果ガスの削減に努める。 廃棄物焼却の熱を利用した高効率の発電を行い、発電した電力は施設で利用し、余剰電力は売電することで、二酸化炭素の削減を図る。 ごみ焼却により発生した熱は、タービンから抽気された蒸気で熱交換器により温水をつくり、周辺施設に熱供給する。 	低減	温室効果ガスの排出を抑制する。	○
	自動車交通の発生	温室効果ガスの排出	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物等運搬車両の計画的かつ効率的な運用計画を検討し、搬出入が集中しないよう努める。 廃棄物等運搬車両のアイドリングストップを徹底する。 廃棄物等運搬車両の走行時には、交通法規の遵守と不必要な空ふかしは行わないよう徹底する。 廃棄物等運搬車両の整備、点検を徹底する。 	低減	温室効果ガスの排出を抑制する。	○

注：効果の不確実性は、以下に示すとおり。

○：保全措置の効果に不確実性を伴わない。 △：保全措置の効果に不確実性を伴う。

第11章 事後調査の計画

11.1 事後調査項目並びに選定項目のうち事後調査項目から除外する項目及びその理由

11.1.1 事後調査項目の選定

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査を実施する項目の選定結果は、表 11.1-1 に示すとおりである。

表 11.1-1 事後調査項目の選定

項目		環境影響要因		事後調査項目選定	
大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	工事	建設機械の稼働	×	
			資材運搬等の車両の走行	×	
		存在・供用	施設の稼働	×	
	二酸化硫黄又は硫黄酸化物	存在・供用	施設の稼働	×	
	浮遊粒子状物質	存在・供用	施設の稼働	×	
	水銀等（水銀及びその化合物） その他の大気質に係る有害物質等	存在・供用	施設の稼働	×	
騒音・ 低周波音	騒音	工事	建設機械の稼働	×	
			資材運搬等の車両の走行	×	
	低周波音	存在・供用	施設の稼働	×	
振動	振動	工事	建設機械の稼働	×	
			資材運搬等の車両の走行	×	
		存在・供用	施設の稼働	×	
悪臭	悪臭指数又は臭気の濃度	存在・供用	施設の稼働	×	
	特定悪臭物質	存在・供用	施設の稼働	×	
水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	存在・供用	施設の稼働	×
		浮遊物質	存在・供用	施設の稼働	×
		窒素及びリン	存在・供用	施設の稼働	×
		水素イオン濃度	存在・供用	施設の稼働	×
		溶存酸素量	存在・供用	施設の稼働	×
		その他の生活環境項目	存在・供用	施設の稼働	×
		健康項目等	存在・供用	施設の稼働	×
	底質	底質に係る有害物質等	存在・供用	施設の稼働	×
土壌	土壌に係る有害物質	存在・供用	施設の稼働	×	
動物	保全すべき種	工事	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行	○	
		存在・供用	施設の稼働	×	
廃棄物等	廃棄物	工事	造成等の工事	×	
		存在・供用	施設の稼働	×	
温室効果ガス等	温室効果ガス	工事	建設機械の稼働	×	
		工事	資材運搬等の車両の走行	×	
		存在・供用	施設の稼働	×	
		存在・供用	自動車等の走行	×	

11.1.2 事後調査項目から除外する項目及びその理由

環境影響評価項目に選定した項目のうち、事後調査項目から除外する項目及びその理由は表 11.1-2 に示すとおりである。

表 11.1-2(1) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

項目		環境影響要因		除外する理由
大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	工事	建設機械の稼働	予測の精度が確保されているとともに、建設機械の稼働に伴う排ガスの最大影響濃度は整合を図るべき基準等を満たしていることと予測されることから、その影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。
			資材運搬等の車両の走行	予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両の走行に伴う将来予測濃度は整合を図るべき基準等を満たしていることと予測されることから、その影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。
		存在・供用	施設の稼働	予測の精度が確保されているとともに、施設の稼働に伴う排ガスの最大影響濃度は整合を図るべき基準等を満たしていることと予測され、かつ、本事業はプラント更新事業であり、施設の稼働は現況と同等又はそれ以下と想定されるため、影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。
	二酸化硫黄又は硫黄酸化物	存在・供用	施設の稼働	予測の精度が確保されているとともに、施設の稼働に伴う排ガスの最大影響濃度は整合を図るべき基準等を満たしていることと予測され、かつ、本事業はプラント更新事業であり、施設の稼働は現況と同等又はそれ以下と想定されるため、影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。
	浮遊粒子状物質	存在・供用	施設の稼働	予測の精度が確保されているとともに、施設の稼働に伴う排ガスの最大影響濃度は整合を図るべき基準等を満たしていることと予測され、かつ、本事業はプラント更新事業であり、施設の稼働は現況と同等又はそれ以下と想定されるため、影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。
水銀等 (水銀及びその化合物)	存在・供用	施設の稼働	予測の精度が確保されているとともに、施設の稼働に伴う排ガスの最大影響濃度は整合を図るべき基準等を満たしていることと予測され、かつ、本事業はプラント更新事業であり、施設の稼働は現況と同等又はそれ以下と想定されるため、影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。	
その他の大気質に係る有害物質等	存在・供用	施設の稼働	予測の精度が確保されているとともに、施設の稼働に伴う排ガスの最大影響濃度は整合を図るべき基準等を満たしていることと予測され、かつ、本事業はプラント更新事業であり、施設の稼働は現況と同等又はそれ以下と想定されるため、影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。	
騒音・ 低周波音	騒音	工事	建設機械の稼働	予測の精度が確保されているとともに、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は整合を図るべき基準等を満たしていることと予測されることから、その影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。
			資材運搬等の車両の走行	予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両の走行に伴う騒音の影響は整合を図るべき基準等を満たしていることと予測されることから、その影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。
		存在・供用	施設の稼働	本事業はプラント更新事業であり、施設の稼働による影響は現況と同等が維持されると想定されるため、影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。
	低周波音	存在・供用	施設の稼働	本事業はプラント更新事業であり、施設の稼働による影響は現況と同等が維持されると想定されるため、影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。

表 11.1-2(2) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

項目		環境影響要因		除外する理由	
振動	振動	工事	建設機械の稼働	予測の精度が確保されているとともに、建設機械の稼働に振動の影響は整合を図るべき基準等を満たしていると予測されることから、その影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。	
			資材運搬等の車両の走行	予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両の走行に伴う振動の影響は整合を図るべき基準等を満たしていると予測されることから、その影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。	
		存在・供用	施設の稼働	本事業はプラント更新事業であり、施設の稼働による影響は現況と同等が維持されると想定されるため、影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。	
悪臭	臭気指数又は臭気の濃度	存在・供用	施設の稼働	本事業はプラント更新事業であり、施設の稼働による影響は現況と同等が維持されると想定されるため、影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。	
	特定悪臭物質	存在・供用	施設の稼働		
水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量	存在・供用	施設の稼働	本事業はプラント更新事業であり、施設からの排水計画は既存の第一工場と同様であるため、排水による影響は現況と同等が維持され、影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。
		浮遊物質	存在・供用	施設の稼働	
		窒素及び燐	存在・供用	施設の稼働	
		水素イオン濃度	存在・供用	施設の稼働	
		溶存酸素量	存在・供用	施設の稼働	
		その他の生活環境項目	存在・供用	施設の稼働	
		健康項目等	存在・供用	施設の稼働	
	底質	底質に係る有害物質等	存在・供用	施設の稼働	
土壌	土壌に係る有害物質	存在・供用	施設の稼働	本事業はプラント更新事業であり、施設からの排水計画は既存の第一工場と同様であるため、排水による影響は現況と同等が維持され、影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。	
動物	保全すべき種	存在・供用	施設の稼働	本事業はプラント更新事業であり、施設からの排水計画は既存の第一工場と同様であるため、現況の新方川が維持されると考える。したがって、事後調査項目から除外する。	

表 11.1-2(3) 事後調査項目から除外する項目及びその理由

項目		環境影響要因		除外する理由
廃棄物等	廃棄物	工事	造成等の工事	造成等の工事に伴う廃棄物等への影響は、適切な環境の保全のための措置を実施することで、整合を図るべき基準等との整合が図られ、その影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。
		存在・供用	施設の稼働	本事業はプラント更新事業であり、施設の稼働による影響は現況と同等が維持されると想定されるため、影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。
温室効果ガス等	温室効果ガス	工事	建設機械の稼働	予測の精度が確保されているとともに、建設機械の稼働に伴う温室効果ガスの影響は整合を図るべき基準等を満たしていると予測されることから、その影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。
			資材運搬等の車両の走行	予測の精度が確保されているとともに、資材運搬等の車両の走行に伴う温室効果ガスの影響は整合を図るべき基準等を満たしていると予測されることから、その影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。
		存在・供用	施設の稼働	本事業はプラント更新事業であり、施設の稼働による影響は現況と同等が維持されると想定されるため、影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。
			自動車等の走行	本事業はプラント更新事業であり、施設の稼働による影響は現況と同等が維持されると想定されるため、影響は軽微と考える。したがって、事後調査項目から除外する。

11.2 事後調査方法等

11.2.1 動物

動物（猛禽類）について、ハヤブサのコンディショニングの環境保全措置は、その効果に不確実性が考えられるため、工事中は事後調査を行う。また、コンディショニングを実施しない繁殖期においても、ハヤブサの生息状況を把握するためのモニタリング調査を実施する。

(1) 調査内容

1) 保全すべき種の状況

工事の実施（建設機械の稼働、資材運搬等の車両）に伴う保全すべき種への影響

2) 環境保全措置の実施状況

「第10章」に記載した環境保全のための措置の実施状況

(2) 調査方法

1) 保全すべき種の状況

定点観察法によりハヤブサの生息状況及び繁殖状況を把握する。

2) 環境保全措置の実施状況

現地確認及び関係資料の整理により確認する。

(3) 調査地域・地点

調査地点は、現地調査で定点観察法（地点 P1～P3）を基本とし、ハヤブサの確認状況に応じて随時見直しを行う。

環境保全のための措置の実施状況は、計画地及びその周辺とする。

(4) 調査期間・頻度

調査時期は、工事の実施中におけるハヤブサの繁殖期（2月～6月/年）とする。

11.3 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針

事後調査の結果、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合は、調査結果を検討し、必要に応じて影響要因を推定するための調査を実施する。その結果、環境影響が本事業に起因すると判断された場合には、事業者である東埼玉資源環境組合が主体となり、改善のための措置等を検討、実施する。

11.4 事後調査の実施体制

11.4.1 事後調査書の提出時期

事後調査書は、工事中の調査完了後の適切な時期に提出するものとする。

11.4.2 事後調査を実施する主体

事後調査は、事業者である東埼玉資源環境組合が実施する。

第12章 環境影響評価の受託者の名称、代表者の氏名及び所在地

受託者の名称：国際航業株式会社

代表者の氏名：代表取締役社長 藤原 協

主たる事務所の所在地：東京都新宿区北新宿2丁目21番1号

本書で正在している地形図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 及び電子地形図（タイ
ル）を正在している。

空中写真は、国土地理院撮影の空中写真（2019 年撮影）を正在している。